

光市財政健全化計画

平成24年3月

光市

目 次

I はじめに

1 策定の目的	1
2 これまでの取組み	2
3 財政健全化計画の検証	2
4 基本的視点	4
5 策定の視点	4
6 計画期間	4

II 財政の現状

1 財政の現状	
(1) 普通会計の決算状況	5
(2) 財政指標の状況	10
(3) 市債現在高の状況	12
(4) 基金現在高の状況	13
(5) 県内他市との比較	14

III 財政健全化計画

(一般会計)

1 基本方針	18
2 市を取り巻く現状と課題	19
3 財政収支見通し	21
4 財政健全化計画の方向性	26
5 具体的な取組方策	27
6 財政健全化計画実施後の姿	32

(特別会計)

国民健康保険特別会計	37
簡易水道特別会計	42
墓園特別会計	43
下水道事業特別会計	45
介護保険特別会計	49
後期高齢者医療特別会計	53

IV 計画の推進にあたって	57
---------------	----

I はじめに

1 策定の目的

我が国の経済情勢は、平成20年米国リーマンショック後の経済危機を克服し、所得や雇用情勢において立ち直りの兆しを見せつつも、急激な円高の進行や海外経済の減速等、景気の下振れリスクを抱えており、依然として本格的な自律的回復には至らない状況である。

さらには平成23年3月11日、日本国内観測史上最大となる東日本大震災が発生し、数万人にも及ぶ人々の尊い命と財産を奪った。そのうえ地震は、津波や福島第一原子力発電所事故等の様々な災害を引き起こし、未曾有の大災害となった東日本大震災は、我が国の経済にも計り知れない影響を及ぼした。

こうした状況の中、国は平成32年に名目経済成長率3%、実質経済成長率2%を上回る成長を目指し「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」を掲げ「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」を一体的に実現するため、元気な日本の復活に向けた「新成長戦略」を示しデフレ脱却と雇用の拡充による経済発展を明確に打ち出した。

また、地方においては「三位一体の改革」によって国庫補助負担金の削減や地方交付税の抑制が進み、地方の権限と責任が大きく拡大された。一方、国から地方への「ひも付き補助金」の廃止により「一括交付金」制度の導入が予定され、今後ますます地方の自立性が求められている。

本市においては、平成16年10月4日の合併から8年目を迎えるところであるが、人口減少や少子高齢化の進行、長引く景気低迷の影響による企業業績の悪化等、先行き不透明な状況を的確に把握し、正しい道筋へと導き出すことが求められている。

しかしながら、本市における財政状況は依然厳しく、先行き不透明な税収や、少子高齢化の進行により、今後増嵩する扶助費、さらには新市建設計画及びそれを継承した総合計画における事業をはじめ、公共施設の耐震化事業や学校給食センター建設、各種建設事業の実施等、これまで以上に厳しい財政運営が見込まれる。

このような予測のもと、本市の未来のグランドデザインとなる「総合計画・後期基本計画」を着実に具現化するため、行財政改革を推し進める「行政改革大綱」との両輪として機能するべく、新たな「財政健全化計画」を策定し、今後5年間の財政健全化に向けた取組みを積極的に進める。

2 これまでの取組み

財政健全化計画は、総合計画の財政的根拠を示すものとして、平成18年2月に策定し、歳入の確保と歳出の削減に努めてきた。平成20年3月には地方財政の制度改革や、市税収入の動向、新たな財政需要への対応等、計画の前提となっていた諸条件の変化に対応するため改訂版を作成するとともに、総合計画前期基本計画との整合を図るため計画期間を平成23年度まで延長し、財政の健全化に取り組んできた。

3 財政健全化計画の検証

財政健全化計画を検証すると、平成17年度策定時においては市税収納率の向上や人件費の削減、物件費の削減等各種施策に取り組み、目標額を平成21年度までの5箇年で28億7,200万円と定めて歳入の増加、歳出の削減に取り組んできた。しかしながら、計画の前提となった諸条件の変化や総合計画・前期基本計画との整合性を図るため、平成19年度に平成21年度から平成23年度までの3年間で目標額を7億300万円とした改訂版を作成した。この結果、平成17年度から平成23年度までの目標額は合計で27億5,000万円となった。

これに対して、効果額は平成22年度時点で19億2,800万円である。景気低迷の影響を受け市税収納率の向上が図れなかったことや、少子高齢化社会の到来に伴う扶助費の抑制や補助費等の縮減が図れず、一部目標額に到達しない項目もあったが、概ね当初目標額を達成した。

財政健全化計画目標額・効果額

(1) 目標額

(単位:百万円)

【歳入の確保】	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計
市税収納率の向上	0	18	18	18	20	33	49	156
住宅使用料収納率の向上	0	3	3	3	1	3	3	15
遊休公有財産の処分	0	20	20	20	20	20	20	120
公共施設使用料改定	0	0	0	0	0	2	2	4
入札による回収古紙売却	0	0	0	0	16	16	16	48
小計	0	41	41	41	57	74	90	344

【歳出の削減】	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合 計
人件費の削減	192	255	324	469	4	4	5	1,255
物件費の削減	0	1	1	1	42	47	53	146
補助費等の縮減	0	251	206	175	0	0	1	633
扶助費の抑制	0	15	15	15	0	0	0	45
投資的経費の削減	0	0	0	0	90	93	123	306
その他	0	0	0	0	6	8	6	21
小 計	192	523	546	660	142	153	187	2,405
歳入・歳出合計	192	564	587	701	199	227	278	2,750

(2) 効果額

(単位:百万円)

【歳入の確保】	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合 計
市税収納率の向上	△13	15	△13	△5	△44	△48	△107
住宅使用料収納率の向上	1	2	1	2	2	5	13
遊休公有財産の処分	26	27	25	37	10	11	135
公共施設使用料改定	0	0	0	0	0	1	1
入札による回収古紙売却	0	0	0	0	9	15	24
小 計	13	45	12	34	△23	△16	66
【歳出の削減】	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合 計
人件費の削減	190	284	385	553	25	17	1,454
物件費の削減	0	478	275	286	31	49	1,118
補助費等の縮減	82	16	△425	△425	0	0	△752
扶助費の抑制	0	19	△37	△22	0	0	△40
投資的経費の削減	0	0	0	0	100	△30	69
その他	0	0	0	0	5	7	12
小 計	272	797	197	392	160	44	1,862
歳入・歳出合計	285	841	210	426	137	28	1,928

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

4 基本的視点

○財政状況の公表と説明責任（アカウンタビリティ）を果たしつつ、市民とともに歩むまちづくりの趣旨に沿った健全な行財政運営を確立する。

○限られた財源の効果的活用を図るため、職員の意識改革や施策の重点化を図り無駄の削減に努める。

○本計画は、行政改革大綱や従来 of 財政健全化計画を踏まえ本市の将来を担保可能な計画とするため、総合計画後期基本計画の個別計画とし、一般会計と特別会計等との整合を図り、企業会計以外の会計を計画の範囲とする。

5 策定の視点

○後期基本計画個別事項に準拠したもの

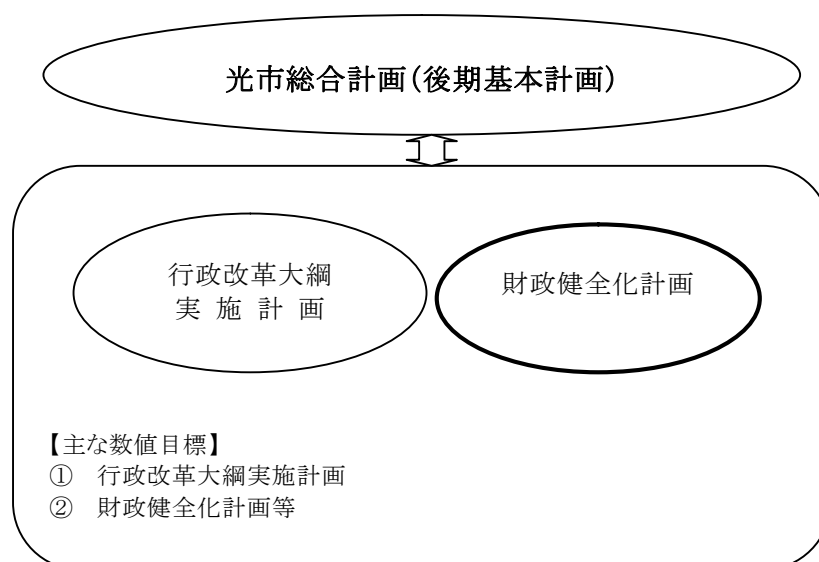
○行政改革大綱実施計画個別事項に準拠したもの

○「選択と集中」の視点から実施が必要なもの

6 計画期間

平成24年度から平成28年度までの5箇年とする。

【参考】他計画との関係及び位置付け



※本計画は、平成24年度策定の光市総合計画後期基本計画の財政分野に関する個別計画として、総合計画をはじめとする各種計画の財政的根拠を正負両方向において制御することにより、健全財政を堅持し、各種施策を実施していくための財源を担保するために策定するものである。

Ⅱ 財政の現状

1 財政の現状

(1) 普通会計の決算状況

本市では、平成16年10月の合併以降、財政健全化計画を平成17年度に策定、平成20年度に財政計画の見直しを図った改訂版を策定し、財政の健全化を進めながらまちづくりを進めてきた。

しかしながら、こうした取組みにもかかわらず、実質収支は黒字で推移しているものの、平成21年度は景気の影響による法人市民税の減少を基金の取崩しで対応した結果、単年度収支は赤字に転じた。

主要な財政指標である経常収支比率は、法人市民税の大幅な落ち込みが影響し、平成21年度は101.5%となったが、平成22年度は91.9%と改善した。

実質公債費比率については、建設地方債の発行の抑制により、減少傾向にあるものの、市債残高は臨時財政対策債の増加により、増加傾向に転じた。

これらの要因としては、長引く景気低迷の影響による税収の減少、さらには「三位一体の改革」による国庫補助金の削減や地方交付税の抑制が影響している。

普通会計の決算状況

(歳入)

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
市 税	11,372	11,929	11,298	9,324	8,480	52,403
地 方 交 付 税	2,305	2,215	2,274	3,130	3,906	13,830
市 債	1,247	934	994	1,389	2,786	7,351
(うち臨時財政対策債)	593	538	504	782	1,888	4,304
そ の 他	6,519	7,039	6,892	8,591	7,009	36,051
歳 入 総 額	21,444	22,118	21,458	22,435	22,182	109,635

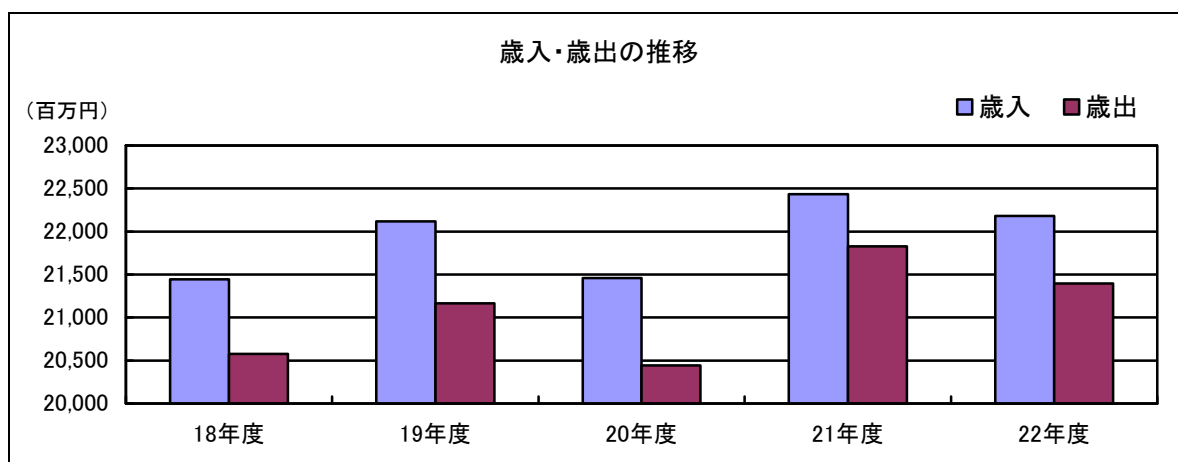
(歳出)

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
義 務 的 経 費	9,297	9,528	9,367	8,857	9,390	46,439
(うち人件費)	3,911	4,068	4,001	3,514	3,470	18,965
(うち扶助費)	2,928	2,984	2,969	3,065	3,754	15,701
(うち公債費)	2,458	2,477	2,397	2,277	2,165	11,773
繰 出 金	2,529	2,627	2,692	2,858	2,731	13,437
投 資 的 経 費	1,695	1,198	1,450	2,215	2,223	8,781
そ の 他	7,054	7,810	6,934	7,897	7,051	36,746
歳 出 総 額	20,576	21,164	20,442	21,827	21,396	105,404
歳 入 歳 出 差 引	868	954	1,015	608	786	4,231

※決算統計の数値を記載している。

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。



実質単年度収支等の推移

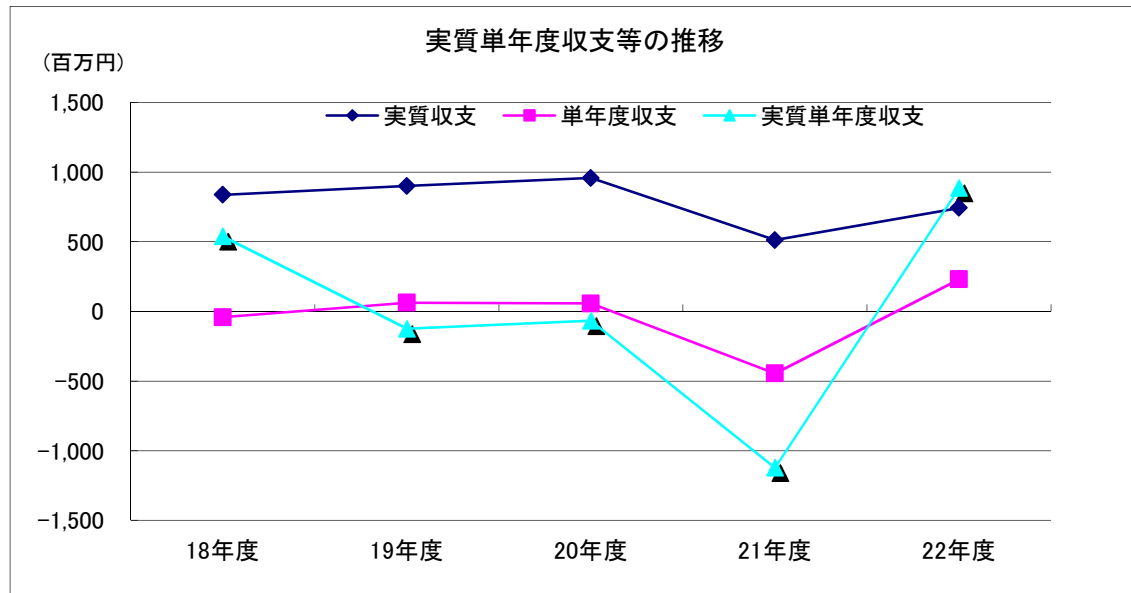
(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
歳入歳出差引額	868	954	1,015	608	786
翌年度繰越財源	31	54	58	96	43
実質収支	837	900	957	512	743
単年度収支	△41	62	57	△445	231
積立金	580	990	513	223	755
繰上償還額	0	3	24	4	0
積立金取崩額	0	1,180	660	905	100
実質単年度収支	539	△124	△66	△1,122	885

※実質単年度収支=単年度収支+基金積立額+繰上償還額-積立金取崩額

※決算統計の数値を記載している。

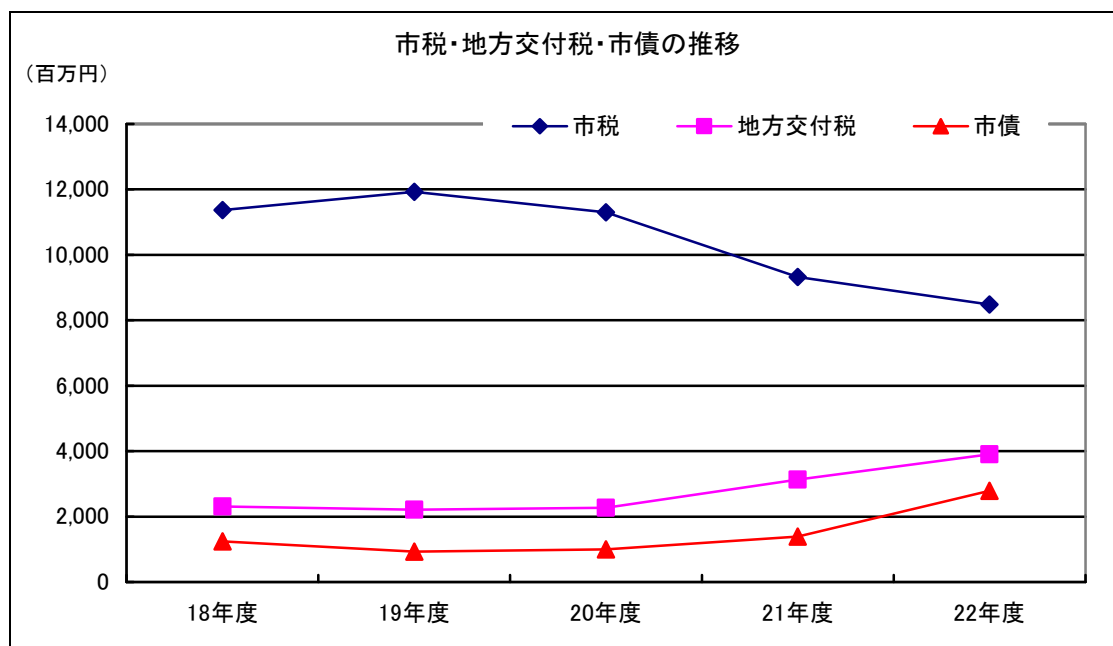
※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。



【ポイント】

○実質収支は、各年度とも5億円を下限ラインとして推移している。単年度収支は平成18年度△4,100万円、平成21年度は、△4億4,500万円となった。実質単年度収支は、平成19年度は三位一体の改革の影響により所得譲与税が廃止されたため、△1億2,400万円となった。平成21年度は法人市民税の大幅な減少により、積立金の取崩しを行ったため、△11億2,200万円の大幅な赤字となった。しかしながら平成22年度においては、個人市民税や法人市民税が減少したが、地方交付税の増加や臨時財政対策債や減収補填債の発行により、8億8,500万円の黒字に転じた。

【歳入の主なもの】



【ポイント】

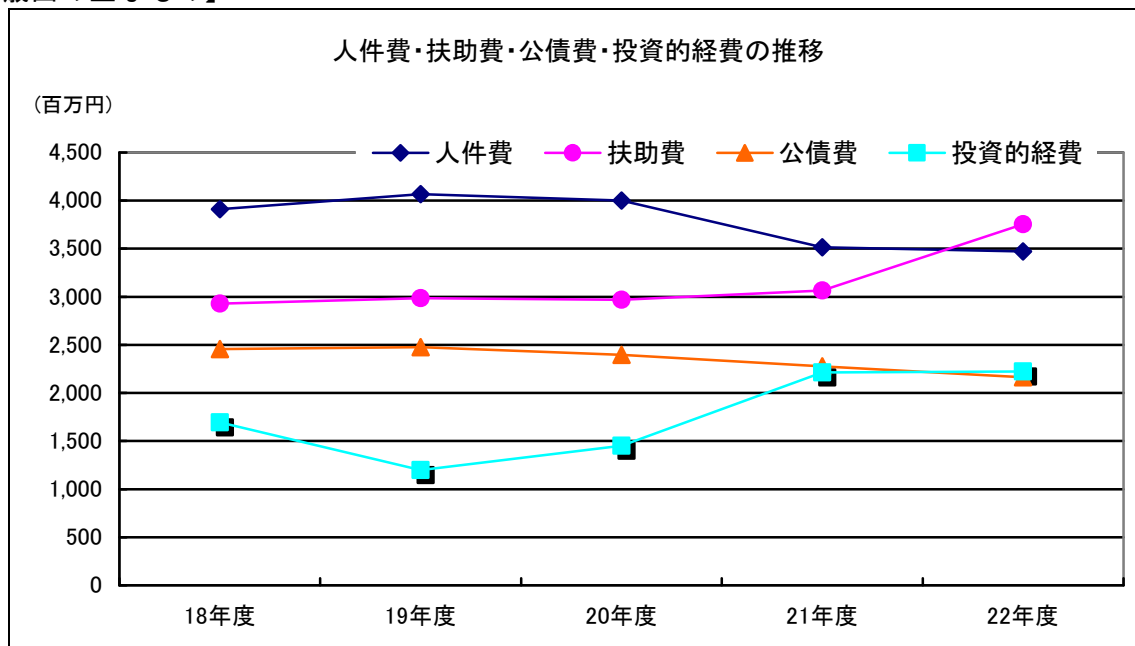
○市税は、平成19年度に個人市民税が国から地方への税源移譲により増加したことや、法人市民税が大手企業の業績回復に伴い大幅に増加したことから、119億2,900万円と大幅に増加したが、平成20年度からは、景気の低迷による影響を受けて、平成21年度は93億2,400万円、平成22年度は84億8,000万円と大幅に減少した。

○地方交付税は、平成21年度から景気の低迷による法人市民税の影響や地方財政計画の伸びの影響から、増加傾向にある。

○市債は、主に投資的経費に係る事業の財源に充てるもので、これまでその抑制に努めてきたが、地方財政対策として、平成13年度から発行が認められている臨時財政対策債が平成22年度より算定方式が変更になったことから、平成21年度と比べて11億600万円と大幅に増加したため、発行額が増加している。

○歳入総額は、以上を反映して、過去5年間で最も少ない平成18年度と比べ、平成22年度には、7億3,800万円の増加(3.4%増)となっており、財政規模は拡大傾向にある。

【歳出の主なもの】



【ポイント】

○人件費は、40億円前後で推移していたが、定員適正化計画による職員数の減少により、平成21年度以降、35億円程度に減少した。

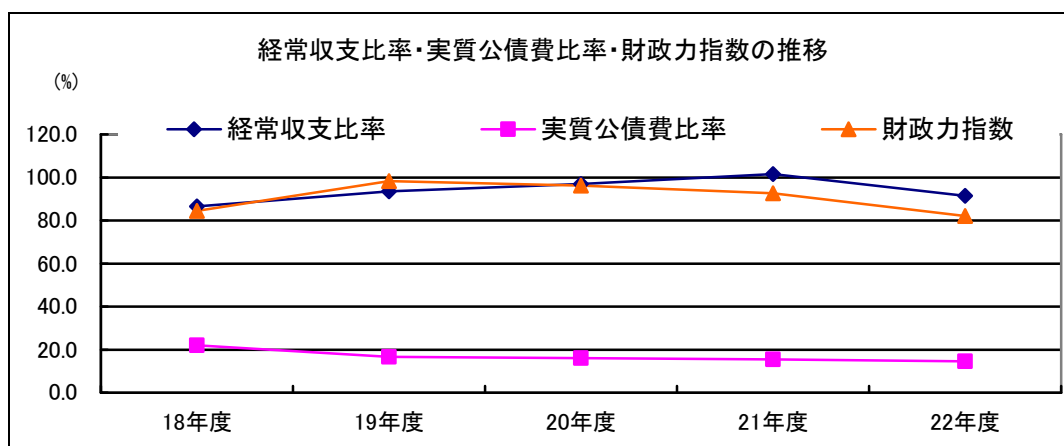
○扶助費は、平成18年度以降30億円前後で推移していたが、平成22年度は、子ども手当の創設により前年度比22.5%の大幅な増加となった。

○公債費は、投資的経費に係る事業を厳選するなど市債発行額の抑制に努めたため、平成19年度をピークとして、減少傾向にある。

○投資的経費は、平成20年度は岩狩線道路改良や村づくり交付金事業着手に伴い、前年度比21.0%の増加、平成21年度は、市営住宅建替工事や学校耐震化工事など補助事業の大幅な増加や、国の経済危機対策における臨時交付金事業、また、7月の集中豪雨における災害復旧費等も大幅に増加したため、前年度比52.8%の増加となっている。平成22年度においても農業振興拠点施設の建設や国の経済危機対策事業の実施に伴い前年度比0.4%の微増となった

○歳出総額は、以上を反映して、過去5年間で最も少ない平成18年度と比べて平成22年度には8億2,000万円の増加(4.0%増)となっている。

(2) 財政指標の状況



※実質公債費比率及び財政力指数は3箇年平均の数値を記載

(単位:%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
経常収支比率	86.6	93.6	96.9	101.5	91.9
実質公債費比率	22.0	16.6	16.1	15.5	14.6
財政力指数	84.5	93.3	96.2	92.6	82.1

【ポイント】

○経常収支比率は、平成18年度以降毎年度上昇している。平成21年度においては、景気低迷の影響を受け法人市民税は、前年度比47.1%の大幅な減少となり、経常収支比率の悪化の原因となった。しかしながら平成22年度においては、歳出の抑制や減収補填債の発行による経常一般財源収入の増加により大幅に改善されたものの、依然として財政が硬直化している。

○実質公債費比率は、平成18年度以降毎年度着実に減少している。これは、市債発行抑制策を着実に進めてきたことが要因となっている。平成22年度においても前年度比0.9%の減少となったが、これは一般会計の公債費や一部事務組合の公債費負担分が減少したことによるものである。

○財政力指数は、平成20年度まで高い水準で推移してきたが、平成21年度から景気低迷の影響による市税収入の落ち込みから減少傾向となっている。

※経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常的な収入である一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断するための指数として用いられる。

経常的経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きいほど臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造に弾力性があることとなる。

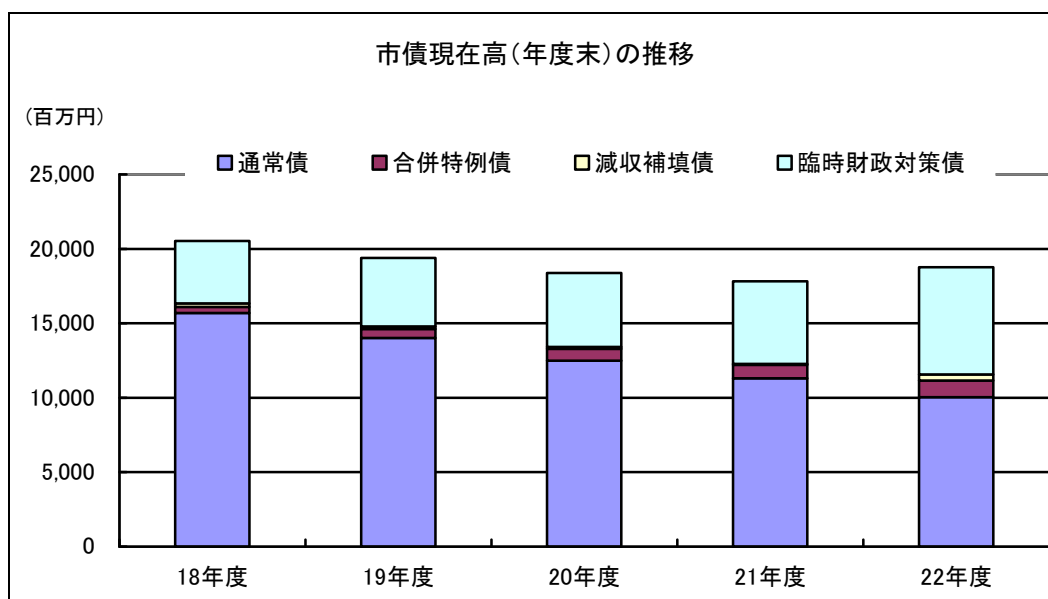
※実質公債費比率

地方公共団体における実質的な公債費の財政負担の度合いを判断する指標として、起債に許可を要する団体の判定に用いられるもので、実質公債費比率が18%以上となると、起債に当たり許可が必要となり、25%以上（早期健全化基準）については、一定の地方債の起債が制限される。35%以上（財政再生基準）については、さらに借入許可が認められなくなる起債が増える。また、平成24年度については14%未満、平成25年度以降については16%未満の団体については、民間資金債に係る地方債届出制度が適用となる。

※財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。財政力が1を超える場合、すなわち基準財政収入額が基準財政需要額よりも大きい場合には、普通交付税の不交付団体となる。また、財政力指数が1以下であっても、1に近ければ近いほど自主財源に余裕があるといえる。

(3) 市債現在高の状況



(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市債現在高(年度初)	21,281	20,523	19,400	18,372	17,821
発行額	1,247	1,039	1,198	1,462	2,821
(うち臨時財政対策債)	593	538	504	782	1,888
償還額	2,005	2,162	2,226	2,013	1,883
市債現在高(年度末)	20,523	19,400	18,372	17,821	18,759

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

※臨時財政対策債

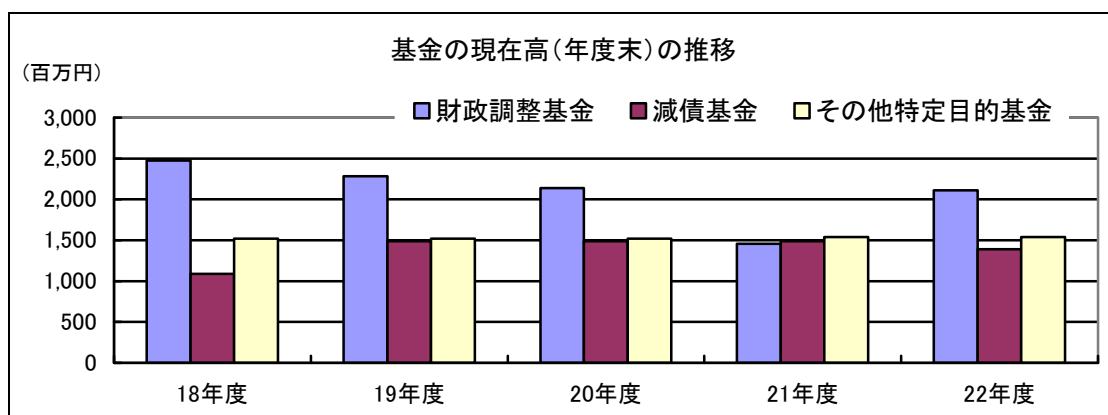
平成13年度から、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行が認められることとなった。また、平成22年度から、従来の人口基礎方式に加え財源不足額基礎方式を導入した新たな算定方式となった。

【ポイント】

○市債の現在高は、平成18年度から減少傾向にあった。これは、本市独自の基準を定め、建設地方債の発行抑制に努めたことによる。また、市債現在高のうち、地方交付税の不足分を補填するための財源となる臨時財政対策債が増加傾向にある。

○市債は、建設地方債の発行抑制に努めてきたが臨時財政対策債の増加や合併特例債の発行に伴い増加傾向にある。

(4) 基金現在高の状況



(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
財政調整基金					
年度当初現在高	1,894	2,474	2,285	2,137	1,456
取崩額	0	1,180	660	905	100
積立額	580	990	513	223	755
年度末現在高(A)	2,474	2,285	2,137	1,456	2,110
減債基金					
年度当初現在高	57	1,087	1,487	1,489	1,490
取崩額	0	200	100	100	100
積立額	1,030	600	102	102	1
年度末現在高(B)	1,087	1,487	1,489	1,490	1,392
小計(A)+(B)	3,561	3,772	3,626	2,946	3,502
その他特定目的基金(C)	1,519	1,519	1,519	1,539	1,539
合計(A)+(B)+(C)	5,080	5,291	5,146	4,486	5,041

※決算統計の数値を記載している。

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

【ポイント】

○基金の現在高は、平成21年度に、法人市民税の大幅な減少を補填するため、大きく減少したが、平成22年度は、普通交付税や臨時財政対策債等の影響により財政調整基金が増加したため、基金現在高の総額も大幅に増加した。

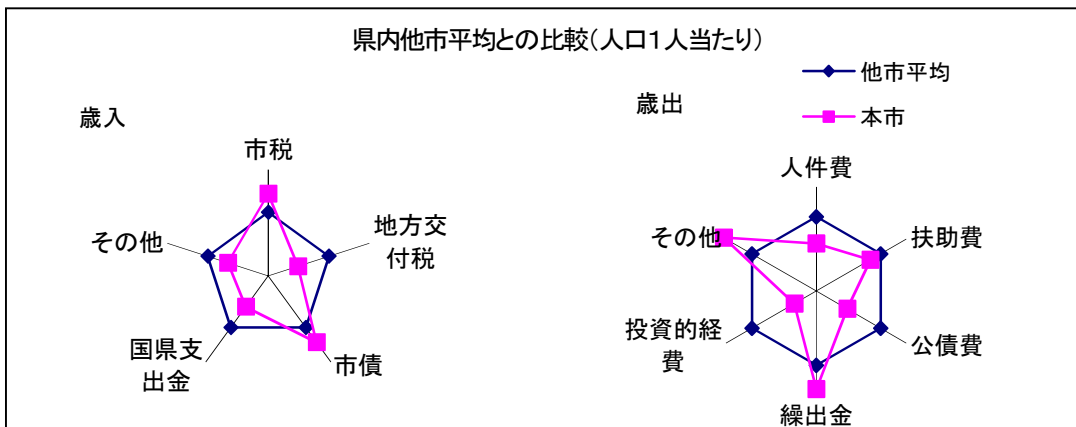
○財政の健全な運営に資するための財源である財政調整基金の合計は、平成18年度末で24億7,400万円と法人市民税の増加から大幅に増加した。平成21年度は、世界的不況による市税収入の減少の影響から、14億5,600万円と落ち込んだ。平成22年度は普通交付税や臨時財政対策債等の増加の影響により、21億1,000万円と大きく増加した。

(5) 県内他市との比較

平成22年度普通会計決算における県内他市との比較

(単位:百万円, %)

		光市	下関市	宇部市	山口市	萩市	防府市	下松市
歳入	市 税	8,480	34,184	24,217	26,603	5,724	17,026	9,249
	地 方 交 付 税	3,906	28,889	10,276	16,253	14,652	3,971	1,484
	市 債	2,786	12,280	6,394	7,771	2,950	3,257	1,446
	臨時財政対策債	1,888	6,177	3,170	3,698	500	1,850	660
	国 県 支 出 金	4,000	24,459	15,592	14,735	7,864	9,366	3,514
	そ の 他	3,009	21,591	10,326	8,182	4,196	5,992	4,915
	合 計	22,182	121,403	66,806	73,544	35,387	39,611	20,608
歳出	義 務 的 経 費	9,390	61,700	36,786	36,948	15,183	20,057	8,281
	人 件 費	3,470	22,353	12,162	13,987	6,226	7,679	3,527
	扶 助 費	3,754	24,172	15,430	12,157	4,087	8,413	3,281
	公 債 費	2,165	15,175	9,194	10,804	4,870	3,965	1,474
	繰 出 金	2,731	11,701	6,025	6,031	4,124	4,391	1,679
	投 資 的 経 費	2,223	14,545	7,542	11,224	7,483	5,687	2,615
	そ の 他	7,051	28,832	14,828	18,033	7,535	7,391	7,129
	合 計	21,396	116,778	65,181	72,235	34,325	37,525	19,705
歳入歳出差引		786	4,625	1,624	1,309	1,062	2,086	903
主要指標等	財 政 力 指 数	82.1	56.7	72.3	67.2	34.5	86.7	91.7
	経 常 収 支 比 率	91.9	93.3	94.3	88.7	87.4	91.3	88.7
	実 質 公 債 費 比 率	14.6	10.9	11.4	11.5	12.4	7.2	3.2
	財 政 調 整 基 金 現 在 高	2,110	9,436	2,083	2,569	3,051	3,528	2,481
	そ の 他 特 目 基 金 現 在 高	2,028	6,737	4,343	11,087	7,283	3,839	3,112
	市 債 現 在 高	18,759	147,985	75,355	87,694	37,711	35,570	15,531



※県内他市を基準にした本市の歳入・歳出の割合

(単位:百万円, %)

		岩国市	長門市	柳井市	美祢市	周南市	山陽小野田市
歳入	市 税	19,332	3,976	5,057	3,406	26,459	10,050
	地 方 交 付 税	16,182	8,996	4,984	7,686	7,125	4,644
	市 債	4,910	3,130	1,380	2,063	12,126	2,987
	臨時財政対策債	4,072	877	919	927	4,157	1,592
	国 県 支 出 金	13,831	4,152	2,936	3,713	14,672	5,845
	そ の 他	10,576	2,689	3,078	2,370	10,788	4,137
	合 計	64,831	22,943	17,435	19,238	71,171	27,662
歳出	義 務 的 経 費	31,150	11,000	7,634	7,898	28,311	14,118
	人 件 費	11,408	4,214	2,760	3,624	11,597	4,985
	扶 助 費	11,081	2,644	2,677	1,964	10,092	5,493
	公 債 費	8,662	4,143	2,197	2,310	6,621	3,640
	繰 出 金	7,994	2,718	2,413	1,498	7,352	3,214
	投 資 的 経 費	7,092	3,757	1,462	3,843	14,658	2,685
	そ の 他	17,109	4,969	5,223	4,798	18,196	7,288
	合 計	63,346	22,445	16,733	18,037	68,517	27,305
歳入歳出差引		1,484	498	702	1,201	2,654	357
主要指標等	財 政 力 指 数	62.6	37.6	55.1	37.8	87.8	74.0
	経 常 収 支 比 率	85.9	89.8	87.7	86.9	88.6	93.2
	実 質 公 債 費 比 率	17.6	16.4	15.4	16.7	11.0	16.5
	財 政 調 整 基 金 現 在 高	5,454	1,169	1,558	760	2,356	775
	そ の 他 特 目 基 金 現 在 高	4,993	1,757	1,810	1,729	3,341	2,714
	市 債 現 在 高	65,465	26,848	19,146	18,128	69,153	28,639

※その他特目基金現在高は、定額運用基金(光市では、土地開発基金・県収入証紙購入基金・奨学基金・用品調達基金)を含まない。

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

【ポイント】

(歳入)

歳入の状況を人口一人当たりで比べてみると、市税は県内平均より12.9%、市債は13.0%それぞれ上回っているが、地方交付税で22.6%、国県支出金については17.8%下回り、歳入総額では県内平均を5.1%下回った。

(歳出)

歳出では、人件費は17.9%、扶助費は7.9%、公債費は25.9%、投資的経費は32.8%と県内平均を下回っているが、繰出金は15.9%と上回った。歳出総額では県内平均を5.3%下回った。

人口一人当たりにおける県内他市との比較

(単位:千円, 人)

【歳入】	光 市	下関市	宇部市	山口市	萩 市	防府市	下松市	岩国市
市税	157	122	141	137	105	144	166	133
地方交付税	72	103	60	84	269	34	27	111
市債	52	44	37	40	54	28	26	34
国県支出金	74	87	91	76	144	79	63	95
その他	56	77	60	42	77	51	88	73
歳入合計	411	433	388	378	649	336	369	446
【歳出】	光 市	下関市	宇部市	山口市	萩 市	防府市	下松市	岩国市
人件費	64	80	71	72	114	65	63	79
扶助費	70	86	90	63	75	71	59	76
公債費	40	54	53	56	89	34	26	60
繰出金	51	42	35	31	76	37	30	55
投資的経費	41	52	44	58	137	48	47	49
その他	131	103	86	93	138	63	128	118
歳出合計	397	417	379	371	630	318	353	436
(歳入・歳出差引)	15	17	9	7	19	18	16	10
H23.3.31 住基人口	53,960	280,062	172,078	194,446	54,506	117,839	55,867	145,250

(単位:千円, 人)

【歳入】	長門市	柳井市	美祢市	周南市	山陽小野田市	県内平均
市税	103	143	121	175	154	139
地方交付税	233	141	272	47	71	93
市債	81	39	73	80	46	46
国県支出金	107	83	132	97	89	90
その他	70	87	84	71	63	66
歳入合計	593	494	681	471	423	433
【歳出】	長門市	柳井市	美祢市	周南市	山陽小野田市	県内平均
人件費	109	78	128	77	76	78
扶助費	68	76	70	67	84	76
公債費	107	62	82	44	56	54
繰出金	70	68	53	49	49	44
投資的経費	97	41	136	97	41	61
その他	128	148	170	120	111	107
歳出合計	580	475	639	453	417	419
(歳入・歳出差引)	13	20	43	18	5	14
H23.3.31 住基人口	38,678	35,260	28,229	151,090	65,453	1,392,718

※千円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

Ⅲ 財政健全化計画

一般会計

1 基本方針

(1) 基本テーマと考え方

『不測の事態にも対応できる強固な財政基盤の確立』

近年、東日本大震災の発生や円高、度重なる海外経済の減速の影響、国内政治の不安定さ等、予期せぬ不測の事態が税収の大幅減少、国県補助金の削減等、本市の財政状況に著しい影響を及ぼした。平成26年度には合併後10年を迎えることから、新市建設計画に掲げた事業の推進が求められる一方で、合併算定替の終了による平成27年度以降の普通交付税の段階的な縮減等、財政状況は極めて厳しく、不透明なものとなっている。この状況を打破するべく職員一丸となって、徹底的な無駄の削除と歳入の確保を最重要課題に掲げ、どんな不測の事態にも揺るがない強固な財政基盤を築き、将来にわたり、ひかり輝くまちづくりを目指す。

(2) 計画期間

平成24年度から28年度までの5箇年とする。

(3) 基本目標または健全化の目安

- 平成24年度から28年度までの財政見直しにおける収支不足の解消を目指す。
- 経常収支比率は、平成28年度末で90%未満を目指す。
- 実質公債費比率は、新市建設計画起債対象事業の増加により、数値が上昇する見込みであるが、民間資金債に係る地方債届出制度の適用となる16%未満を維持する。
- 市債現在高は、平成28年度末で250億円以下とする。
- 基金現在高については、年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金については、平成28年度末で15億円とし、減債基金については平成28年度末で5億円、平成24年度に新たに設けた新市建設計画事業や、合併後の本市の未来を担う事業に充当する未来創造基金は約15億円を目標とする。合計で従来の健全化計画と同額の35億円を確保する。

(4) 財政健全化所要額 16億 900万円

2 市を取り巻く現状と課題

(1) 長引く不況の影響や東日本大震災に伴う税収等の減少

歳入の根幹をなす市税収入は、平成19年度までは、法人市民税の伸びにより、増加傾向にあったが、平成20年度秋、アメリカに端を発した世界的な金融危機による景気後退が企業収益の悪化をもたらし、法人市民税や個人市民税の急激な減少を引き起こした。

市税減少の影響から、地方公共団体の財源不足を補填する普通交付税については、基準財政収入額の法人税割が大幅減少したことにより、大幅増加となった。

しかしながら、歳入総額に占める一般財源総額(市税・地方譲与税・地方交付税等)としては減少傾向にある。

さらに、未曾有の大災害であった東日本大震災からの復興に向け、国や被災地においては多大な財政負担が生じることから、歳入においては今後不安定な事態も想定されるが、不測の事態にも対応できる強固な財政基盤の構築を進めていく必要がある。

(2) 少子高齢化時代における各種義務的経費の増大

ア 人件費の減

本市では、「定員適正化計画」による適正な人員管理に努めてきた結果、人件費については平成19年度以降、減少傾向にある。

しかし、今後も厳しい財政状況が予測されることから、適正な人員配置による職員数の抑制や、民間委託、各種手当の見直し等、さらなる人件費の削減に努める必要がある。

イ 扶助費の増

社会保障制度の一環として、生活困窮者や障害者・児童等に対して支給される扶助費については、約30億円前後で、毎年増加していたが、平成22年度に創設された子ども手当により、約37億5,400万円と大幅に増加した。

少子高齢化社会の進行に伴い、今後も扶助費の増加が見込まれることから、これまでの実績、市民ニーズ等を踏まえつつ、スクラップアンドビルド等の視点も取り入れ、事務事業の見直しを進め、扶助費の抑制に努める。

ウ 公債費の減

公債費については、平成19年度の約24億7,700万円以降、減少傾向となっており、平成22年度では、約21億6,500万円となった。

これは、市債の発行抑制に努めたためであるが、地方交付税の不足分を補填するための財源となる臨時財政対策債は国の財政状況の影響もあり大幅な増加となっている。

今後も合併特例債対象事業である三島温泉健康交流施設建設や学校給食センター建設事業等が予定されていることから、引き続き適切な市債発行に努める。

エ 補助費等・繰出金の増

一部事務組合への負担金や、病院事業会計への繰出金等の補助費等については、平成22年度において、周南地区衛生施設組合への公債費負担分が起債の一部償還終了により減少となった。今後も引き続き、各種団体への補助金等も含めた経常経費の抑制に努める。

下水道事業や介護保険事業等、特別会計への繰出金については、平成22年度は、簡易水道を上水道へ統合したため、簡易水道特別会計繰出金が大幅な減少となった。しかしながら、下水道事業については、一般会計からの繰出金が必要不可欠な状況となっている。国民健康保険事業や介護保険事業については、高齢化による給付費の増加が予測され、繰出金は増加すると予測される。こうしたことから、今後は、経常経費の見直しや、経営改善などを徹底し、特別会計の自立を進めていく。

3 財政収支見通し

(1) 一般会計財政収支見通し(平成24～平成28年度)

(歳入)

(単位:百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
市 税	8,209	8,300	8,243	8,079	8,074	40,906
地 方 交 付 税	3,950	3,850	3,950	3,950	3,900	19,600
市 債	2,542	3,975	3,834	2,036	1,627	14,014
(うち臨時財政対策債)	1,309	1,250	1,250	1,250	1,250	6,309
そ の 他	6,569	6,416	6,436	6,281	6,308	32,010
歳 入 総 額	21,270	22,541	22,464	20,347	19,909	106,530

(歳出)

(単位:百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
義 務 的 経 費	9,581	10,221	9,585	9,955	9,855	49,198
(うち人件費)	3,511	3,419	3,311	3,586	3,381	17,208
(うち扶助費)	3,906	4,031	4,165	4,294	4,427	20,823
(うち公債費)	2,163	2,771	2,109	2,075	2,048	11,167
繰 出 金	2,819	2,872	2,912	2,966	3,022	14,590
投 資 的 経 費	1,525	2,537	3,187	1,615	1,195	10,059
そ の 他	7,345	7,121	6,952	6,452	6,423	34,293
歳 出 総 額	21,270	22,751	22,636	20,987	20,495	108,139
歳 入 歳 出 差 引	0	△210	△172	△640	△586	△1,609

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

※この財政収支見通しには、本計画に基づく行財政改革の取組みに係る効果額は平成24年度のみ一部見込む。

【試算の前提条件】

1 期間

平成24年度から平成28年度までの5年間

2 会計単位

一般会計単位で、平成24年度当初予算をベースに、平成25年度以降を試算。

3 推計手法

原則として、平成24年度の数値は、当初予算額を計上。平成25年度以降の数値は、以下の手法により推計。

(1) 歳入

ア 市税及び地方譲与税

平成24年度当初予算額をベースに、個人市民税及び法人市民税は「平成24年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算(財務省)」より毎年の名目経済成長率を平成25年度1.4%、平成26年度1.5%、平成27・28年度1.6%として推計するとともに、固定資産税及び都市計画税は3年ごとの評価替えを勘案して推計。

イ 地方交付税

普通交付税については、平成26年度までは合併特例法による合併算定替を前提とし、平成24年度当初予算額をベースに、各年度の公債費普通交付税算入分や法人税割精算分等を勘案する。平成27年度以降については、合併算定替部分の増加分をそれぞれ、平成27年度については90%、平成28年度については70%と縮減し推計。

ウ 国庫支出金及び県支出金

原則として、平成24年度当初予算をベースに、事業費に連動して試算。

エ 市債

後期基本計画に掲げた主要事業の実施に伴う合併特例債のほか、通常の市債など事業費に連動して推計。

オ その他

分担金及び負担金や、使用料及び手数料、諸収入等、平成24年度当初予算額ベースで推計。

(2) 歳出

ア 人件費

通常の退職と採用及び再任用を見込んで推計。

イ 扶助費

平成24年度当初予算額をベースに、「平成24年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算(財務省)」の社会保障関係費の伸び率を勘案し、平成25年度3.2%、平成26年度3.3%、平成27・28年度3.1%として推計。

ウ 公債費

既発行債の償還予定額に加え、合併特例債や通常の市債等、事業費に連動して推計。

エ 繰出金

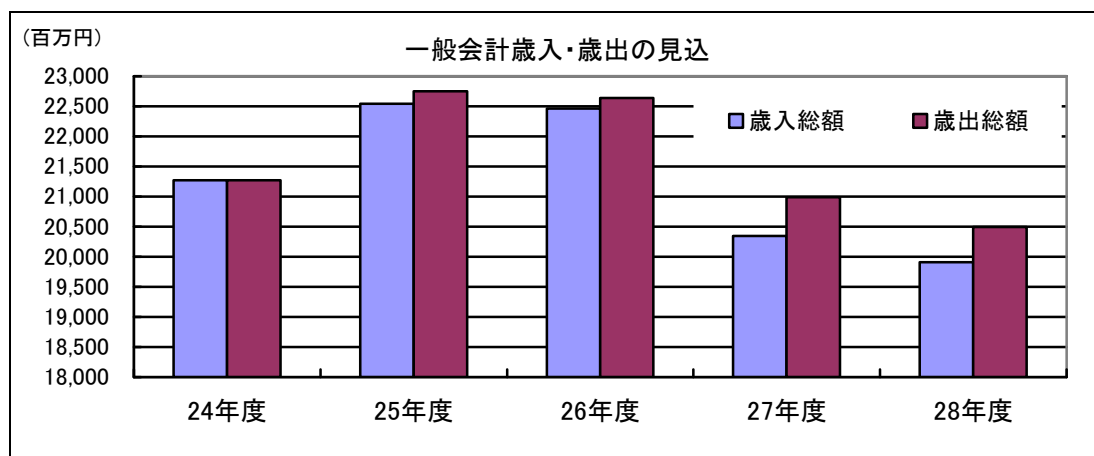
平成24年度当初予算額をベースに、各特別会計において繰出基準に基づく額及び各会計における事情や社会保障関係の伸び率等を勘案し推計。

オ 投資的経費

平成24年度当初予算額のうち、大型事業を除いたものを通常の事業費とし、後期基本計画に掲げた主要事業や、各年度に必要と考えられる建設事業の実施に伴う経費を見込んで推計。

カ その他経費

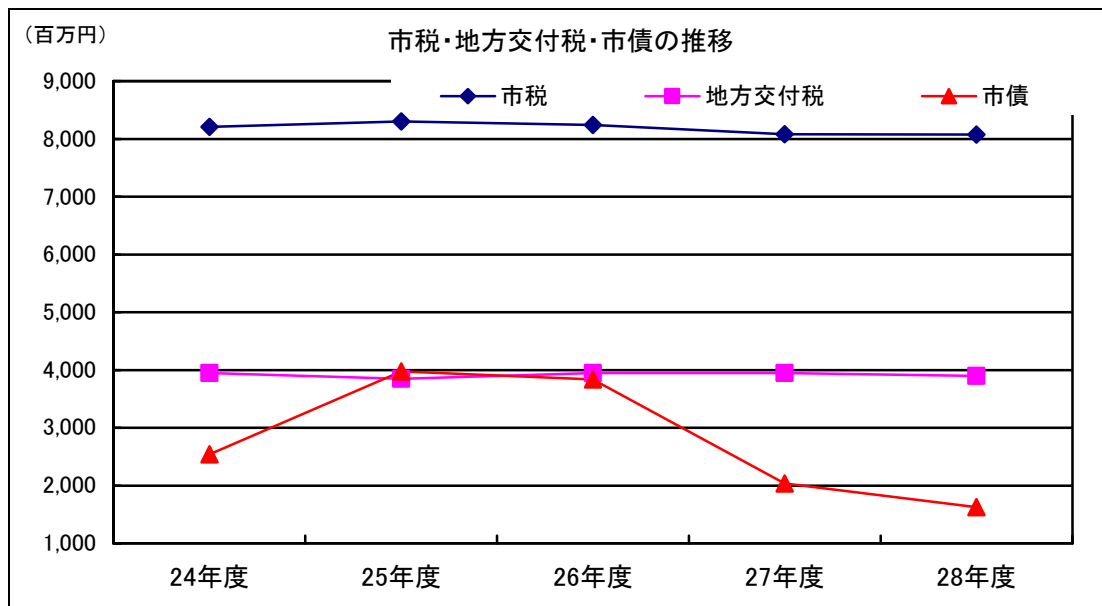
物件費や維持補修費、投資及び出資金、貸付金等、平成24年度当初予算額をベースに推計。



【ポイント】

○平成25年度以降は形式収支が赤字に転じ、単年度で約1億7,200万円から6億4,000万円規模での赤字となり、平成28年度までの5年間総額で約16億900万円の財源不足が見込まれる。

【歳入の主なもの】



【ポイント】

○市税は、固定資産税の3年に一度の評価替え（平成24・27年度）を考慮しながら、過去の状況を加味し見込み、また、個人市民税や法人市民税は、名目経済成長率を加味し平成28年度まで見込んでいる。

○地方交付税のうち、普通交付税は、平成24年度当初予算額を基準とし、法人市民税を見込み推計するとともに、平成27年度以降は合併算定替の段階的縮減を考慮して見込む。市税の減少の影響で普通交付税は増加傾向にあるものの、平成28年度には平成24年度比で5,000万円の減少を見込んでいる。

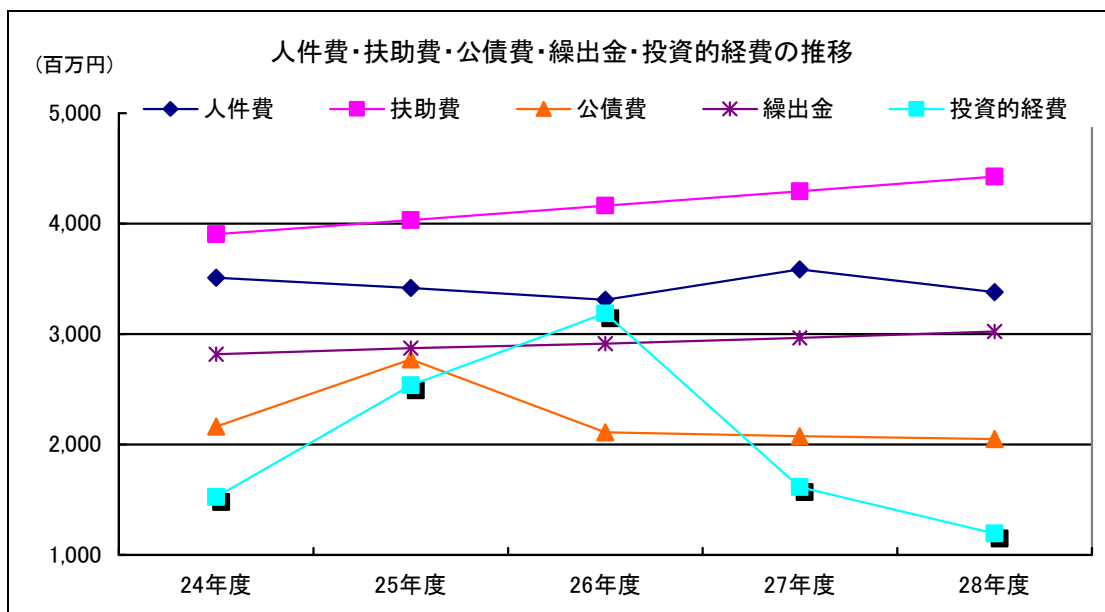
特別交付税は平成24年度当初予算額と同額を見込んでいる。

○市債は、合併特例債の借入最終年の予定である平成26年度は、事業が集中し大幅に増加し、その後減少していく見込みである。また、地方交付税の不足分を補填する臨時財政対策債については、平成24年度を基準に平成28年度まで見込んでいる。

○国県支出金については、各年度の起債対象事業費に対する補助割合から見込み、扶助費の伸びに伴う国県支出金も併せて増加を見込んでいる。その他は、平成24年度当初予算を基準に見込む。

○歳入総額は、平成28年度には平成24年度比、13億6,100万円の減少（6.4%減）を見込んでいる。

【歳出の主なもの】



【ポイント】

○人件費は、職員数については退職者補充の採用を基本とし、平成24年度に13人、平成25年度に同じく13人、平成27年度には20人と見込み、多額の退職金を必要とする。なお、議員定数削減や地方議会議員年金制度給付費負担金が減少見込みであり、33億円から36億円で推移する見込みである。今後再任用制度に加え定年延長等、国の制度改革が予測されるため、人件費は増減の予測しにくい不透明な状況である。

○扶助費は、平成24年度の当初予算を基準に社会保障関係の伸び率を考慮し推計したため、増加を見込んでいる。

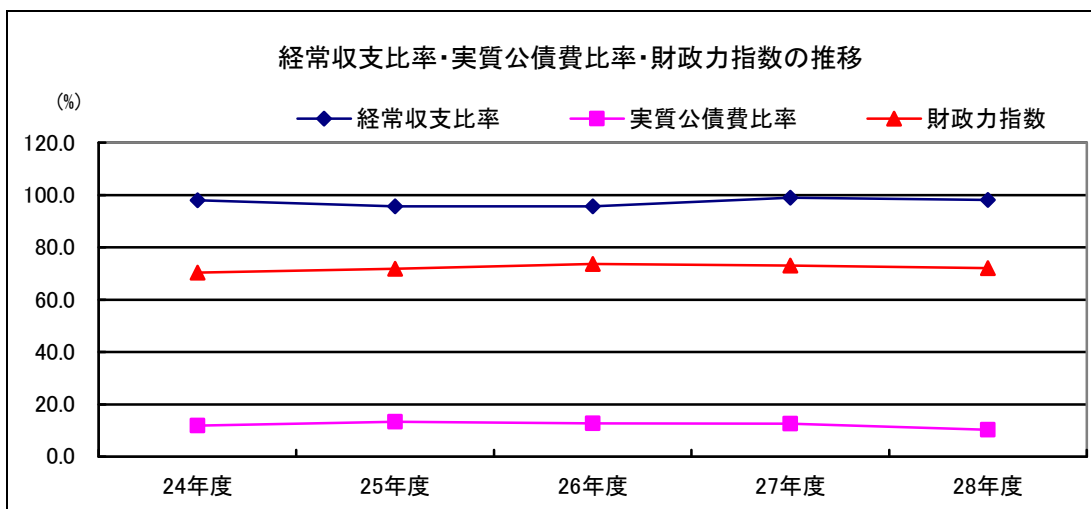
○公債費は、臨時財政対策債や合併特例債が増加するものの、従来の健全化計画により起債対象であった普通建設事業を抑制したため、全体的には減少傾向となった。

○投資的経費は、合併特例債の借入最終年の予定である平成26年度に向けて、新市建設計画対象事業の（仮称）室積コミュニティセンターや学校給食センターの建設等が見込まれ、一時的には大幅に増加するが、平成27年度以降は減少する見込みである。

○その他の主な歳出見込みでは、下水道事業特別会計への繰出金を12億円で推計している。特別会計・各公営企業会計等への繰出金については、個別に調査した結果、社会保障関係費の伸びが影響し全体的に増加傾向である。

○歳出総額は、平成28年度には平成24年度比7億7,500万円の減少（3.6%減）を見込んでいる。

(2) 財政指標の状況



※実質公債費比率及び財政力指数は3箇年平均の数値を記載

(単位:%)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経常収支比率	98.0	95.7	95.7	99.0	98.1
実質公債費比率	11.9	13.2	12.7	12.9	10.9
財政力指数	70.3	71.8	73.6	73.0	72.0

【ポイント】

○経常収支比率は、平成24年度の98.0%からやや下降気味となるが、平成27年度以降は、市税や地方交付税の減少や退職者の増加に伴う人件費の増加の影響により、数値が上昇し、財政の硬直度は再び深刻となり、改善を進めるためには、徹底した歳出の削減と歳入の確保に努める必要がある。

○実質公債費比率は、これまでの起債抑制の効果により16%未満は維持する見込みである。しかしながら、起債の借入額が大きい平成25・26年度の元金償還が開始となる平成30年度以降は上昇する見込みである。

○財政力指数は、過去の税の精算により基準財政収入額が増加し、一時的に上昇するが、その後は同水準で推移する見込みである。

4 財政健全化計画の方向性

平成24年度から平成28年度までの財政見通しでは、普通交付税が合併算定替の終了を受け平成27年度より段階的に縮減され、また、先行きの見通せない景況から市税の大幅な増加も見込めない状況である。さらには一括交付金の導入による国庫支出金の削減が見込まれる等、市の財政状況は不透明で先の読みにくい状況が続くと予測される。形式収支は平成25年度以降赤字が想定され、単年度最大で6億4,000万円、5年間の総額で16億900万円の財源不足が見込まれ、財政の安定化は市政運営における最重要課題である。

また、財政規模の拡大により各年度の繰入金は不可避な状況にあり、今後は年度間の財源を調整する財政調整基金の適切な管理と、堅実な財政運営をしていく必要がある。

こうした中、少子高齢化時代に対応した福祉施策に取り組み、学校教育や生涯学習等の充実、さらには農林水産業や商工業の振興、新市建設計画対象事業の着実な推進等、市民が望むサービスの充実を図りさらなる満足度の向上を目指して、様々な施策を展開することが求められている。

このようなことから、これまでの行政改革のさらなる強化を図るとともに、健全財政を確保するための指針として財政健全化計画を策定し、本市の将来を揺るぎないものとする健全な財政基盤を確立していく。

5 具体的な取組方策

(歳入)

(1) 市税等の収入の確保と収納率向上対策

市税や住宅使用料については、景気低迷の影響を受け、収納率が年々低下傾向となった。このため、「市税等収納率向上特別対策本部」の中で収納率の向上を目指し、平日夜間収納窓口の開設やインターネット公売、口座振替の推進等、様々な取組みを掲げ、収納率の向上に努めてきた。

こうした取組みにもかかわらず、度重なる景気動向や、東日本大震災等、予期せぬ事態に見舞われ、ここ数年市税の収納率は、平成18年度の96.1%以後95%前後で推移したのち、平成22年度では94.5%に低迷した。しかしながら、住宅使用料の収納率は、悪質滞納者に対する訴訟の実施等により、平成18年度では65.8%だった収納率が、平成22年度では68.9%と改善した。収納率の向上については、今後とも負担の公平性を確保する観点からも、さらなる徴収強化に努める。

- 休日・夜間収納窓口の開設・臨戸徴収の実施
- インターネット公売の実施
- 滞納整理の強化（行政改革大綱実施計画）

(2) 受益者負担の適正化

使用料・手数料等については、公共施設や公共サービスを利用しない市民と利用者の負担の公平性を確保することが重要となっている。

このため、市民負担の公平性の確保と受益者負担の原則を踏まえ、3年ごとに維持管理費等に基づく適正な使用料の見直しを実施するとともに、現在無償開放の施設等においても、公平性の観点から平成24年度より使用料・手数料を徴収する。

- 各種使用料・手数料の見直し(3年毎の見直し)
- 無償開放施設の一部有料化の実施
- 使用料適正価格の見直し

(3) 基金の活用・充実

これまでの財政健全化計画の実績として、財政調整基金及び減債基金を約35億円積み立ててきたが、新市建設計画に掲げた大型事業の実施が集中する後期基本計画の計画期間において、多額の財源不足が生じるため、財源調整機能を有する財政調整基金等を活用する。

また、新市建設計画の実行に伴う、歳出の増加については未来を見据え計画的な事業進捗を図るため、新たな財源として未来創造基金を設置する。

○財政調整基金の活用

○未来創造基金の設置

(4) 遊休公有財産の処分

普通財産として管理している市有地で、売却が可能な遊休資産を積極的に売却する。

○公会計制度による売却可能な資産の適正な把握

○一般競争入札や広報誌等を活用した随時売払いの実施

(5) その他

○自動販売機売上手数料徴収（直営施設）

○市ホームページバナー広告の実施

○ふるさと納税の推進

(単位:百万円)

区分	目標額	具体的な取組方策
市 税	159	○収納率の向上 ○インターネット公売の実施 ○休日・夜間収納窓口の開設・臨戸徴収の実施 【第二次行政改革大綱実施計画】 ○滞納整理の強化 ○口座振替制度の推進 ○滞納処分の積極的な実施 【数値目標】 ○市民税(個人市民税(現年分))98.3%を目標にする。 ○固定資産税(土地・家屋・償却資産(現年分))は98.8%を目標にする。 ○軽自動車税(現年分)は96.8%を目標にする。 ○都市計画税(土地・家屋(現年分))は98.5%を目標にする。
使 用 料 手 数 料	58	○住宅使用料収納率(現年分)を96.0%まで引き上げる。 ○受益者負担の適正化のため、3年に1度の使用料・手数料改定を実施。 ○使用料徴収対象施設の拡大。 ○自動販売機設置手数料徴収を実施。 【第二次行政改革大綱実施計画】 ○使用料等の強制徴収の検討
財 産 収 入	130	○遊休公有財産の処分
繰 入 金	1,200	○財政調整基金等の活用
雑 入	11	○各種歳入の確保(バナー広告収入・ふるさと納税の推進)
歳入目標額 (合計)	1,558	

(歳出)

(1) 人件費の抑制

義務的経費である人件費については、抑制に向け取り組んでいるが、市民サービス提供とのバランスを保ちながら、削減可能な対象経費を検討し人件費の削減を進める。

特に本計画においては、年々拡大する時間外勤務手当の削減を目標に掲げ、削減に向けた取組みを積極的に行う。

- 時間外勤務手当の削減
- 一般職給与の見直し（行政改革大綱実施計画）
- 特別職報酬等の見直し（行政改革大綱実施計画）
- 民間委託の推進（行政改革大綱実施計画）
- 指定管理者制度の活用（行政改革大綱実施計画）

(2) 職員定数の適正化

本市では、定員適正化計画に基づき、職員数の削減に努め目標数値を達成し一定の成果をあげた。今後は国の動向を見極めつつ、定年の引上げ等に対応した新たな定員適正化計画を策定し、財政の健全化と住民サービスの両立を図るよう取り組んでいく。

- 定員管理の適正化（行政改革大綱実施計画）

(3) 内部管理的経費の徹底した削減

経常経費を含む内部管理的な経費については、前回の健全化計画において毎年度5%の削減に取組み、内部事務経費のスリム化という当初の目的は概ね達成した。このため、今回の計画においては、経常経費に含められる部分を再度精査するとともに、枠の総額部分を拡大し同時に毎年度1%削減を掲げ、5年間で総額5%のさらなる削減を図る。また、3年に1度、文具類経費を0ベースとし、徹底した内部事務経費の削減に取り組む。

- 経常経費の削減(各年1%削減の実施)
- 事務用品0運動の実施（3年に1度実施）

(4) 補助金・負担金等の見直し

各種団体に対する補助金については、事務事業評価を実施することにより無駄を排除し、削減に努めてきた。

今後は、平成24年度に各種団体補助金の見直しを行い、平成25年度より人件費部分を除き10%削減を行う。（平成24年度は周知期間とする。）

- 市内団体補助金の削減（人件費部分を除き10%削減）

○補助金等の交付制限（行政改革大綱実施計画）

(5) 繰出金の削減

繰出金については、一部公債費部分において削減が見込まれるものの、社会保障経費の伸びにより増加傾向にある。このため、本市では国の繰出基準に基づいた繰出しを実施して抑制に努めているが、今後、繰出基準外の繰出し部分については、内容を精査し削減も含め検討する。

○介護老人保健施設公債費利子分繰出しの削減

(6) 投資的経費の削減

投資的経費については、特定財源のない建設事業については厳選及び抑制を行ってきた。後期基本計画においては、合併特例債の借入終了年度となる平成26年度を迎えるため、新市建設計画で計画された事業が集中し、一時的に投資的経費が増加することが予想される。

このため単独事業については、これまでどおり必要最小限の実施に努めるが、起債対象事業については計画を順守し、実質公債費比率が民間資金債に係る地方債届出制度の適用となる16%未満を維持する。

○事業の厳選（地方債残高の増加の抑制）

○財政調整基金の有効活用

○一般競争入札制度の推進（行政改革大綱実施計画）

○実質公債費比率16%未満の維持

(7) その他

財政の健全化を図るため、各種施策の実施に取り組む。

○各種イベントの見直し

○施設管理の見直し（廃止や統合の検討）

○繰上償還借換債による公債費の縮減

○土地開発公社改革に向けての検討

（単位：百万円）

区分	目標額	具体的な取組方策
人件費	10	<ul style="list-style-type: none"> ○時間外勤務手当の縮減 【第二次行政改革大綱実施計画】 ○一般職給与の見直し ○特別職報酬等の見直し ○定員管理の適正化 ○民間委託の推進 ○指定管理者制度の活用

物 件 費	89	○経常経費の削減(毎年1%削減の実施) ○事務用品0運動の実施(3年に1度)
補 助 費 等	4	○市内団体補助金の人件費部分を除く10%削減の実施(平成25年度～) ○各種イベントの見直し 【第二次行政改革大綱実施計画】 ○補助金等の交付制限 ○外郭団体の健全な運営の確保 ○土地改良区の統合
繰 出 金	76	○介護老人保健施設公債費利子分繰出しの削減 【第二次行政改革大綱実施計画】 ○周南地区食肉センター組合の運営
投 資 的 経 費	-	○事業の厳選(地方債残高増加の抑制) ○財政調整基金の有効活用 【第二次行政改革大綱実施計画】 ○一般競争入札制度の推進
そ の 他	27	○繰上償還借換債による公債費の縮減 ○土地開発公社改革に向けての検討
歳出目標額 (合計)	206	

歳入・歳出合わせた効果額

17億6,400万円

6 財政健全化計画実施後の姿

(1) 財政健全化の具体的取組方策実施による効果額の見込

(単位：百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
●歳入の確保						
市税収納率の向上	24	32	25	36	43	159
使用料等の見直し	8	12	13	13	13	58
財産収入の確保	26	26	26	26	26	130
その他	2	302	302	302	302	1,211
歳入効果額合計(A)	60	372	365	377	384	1,558
●歳出の削減						
人件費の縮減	2	2	2	2	2	10
物件費の削減	20	17	16	20	16	89
補助費等の縮減	0	3	0	0	0	4
繰出金の抑制	17	16	15	14	13	76
その他	2	9	7	5	4	27
歳出効果額合計(B)	41	47	41	42	35	206
効果額合計(A+B)	101	419	406	418	419	1,764

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 財政健全化計画実施後の財政収支見込

(歳入)

(単位：百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
市税	8,233	8,332	8,268	8,115	8,117	41,065
地方交付税	3,950	3,850	3,950	3,950	3,900	19,600
市債	2,542	3,975	3,834	2,036	1,627	14,014
その他	6,572	6,756	6,777	6,622	6,649	33,376
歳入総額	21,297	22,913	22,829	20,723	20,293	108,055

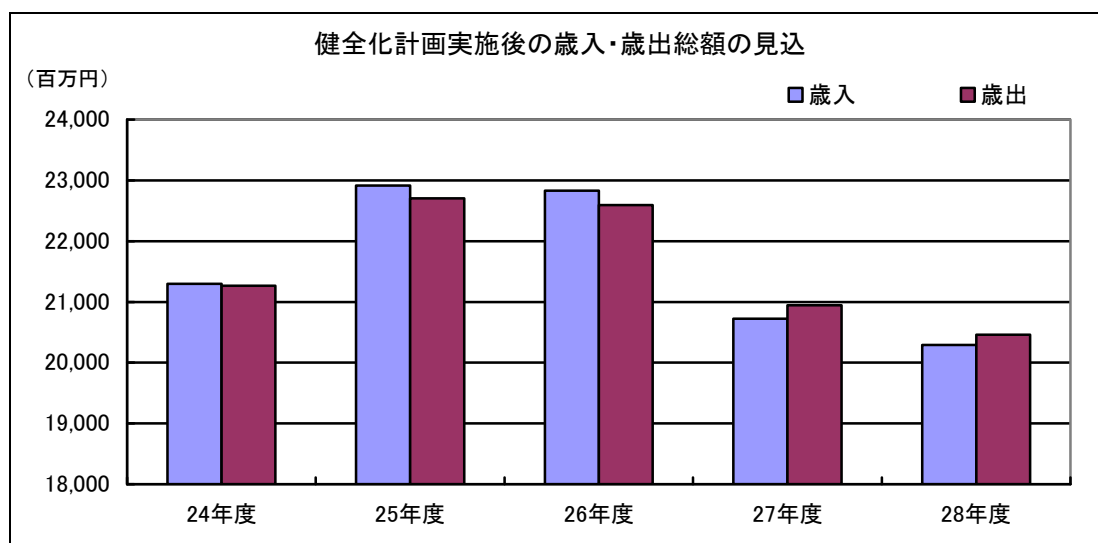
(歳出)

(単位：百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
義務的経費	9,579	10,210	9,576	9,948	9,850	49,163
(うち人件費)	3,509	3,417	3,309	3,584	3,379	17,198
(うち扶助費)	3,906	4,031	4,165	4,294	4,427	20,823
(うち公債費)	2,163	2,762	2,102	2,070	2,044	11,142
繰出金	2,819	2,855	2,897	2,951	3,008	14,530
投資的経費	1,525	2,537	3,187	1,615	1,195	10,059
その他	7,345	7,101	6,936	6,431	6,407	34,220
歳出総額	21,268	22,704	22,595	20,945	20,460	107,972
歳入歳出差引	29	209	234	△222	△167	83

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

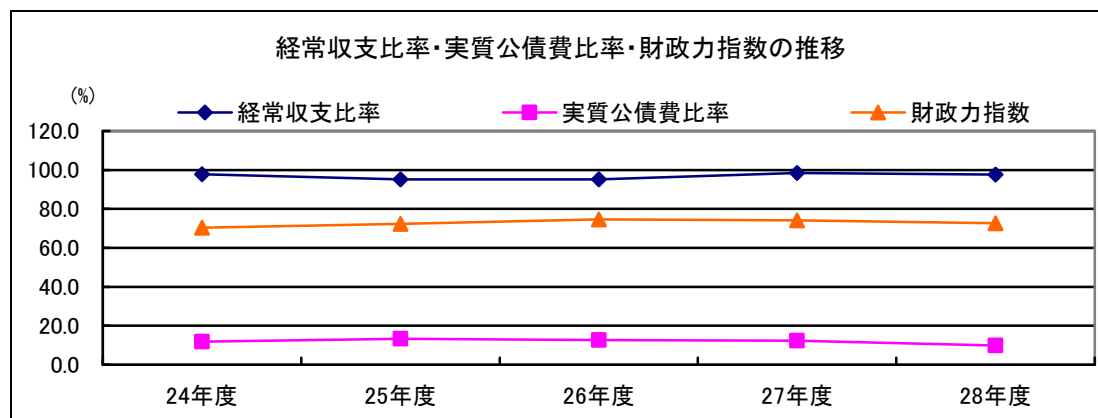
※平成24年度については、予算額に一部既に効果額が含まれているため、見通しと効果額の計が一致しない。



【ポイント】

○健全化計画の実施により、平成24年度から平成26年度までは黒字決算、平成27年度・平成28年度と赤字となる見込みだが、5年間では黒字となる見込みである。

(3) 財政指標の状況



※実質公債費比率及び財政力指数は3箇年平均の数値を記載

(単位:%)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経常収支比率	97.8	95.2	95.2	98.4	97.6
実質公債費比率	11.9	13.2	12.7	12.8	10.8
財政力指数	70.3	72.0	73.8	73.2	72.2

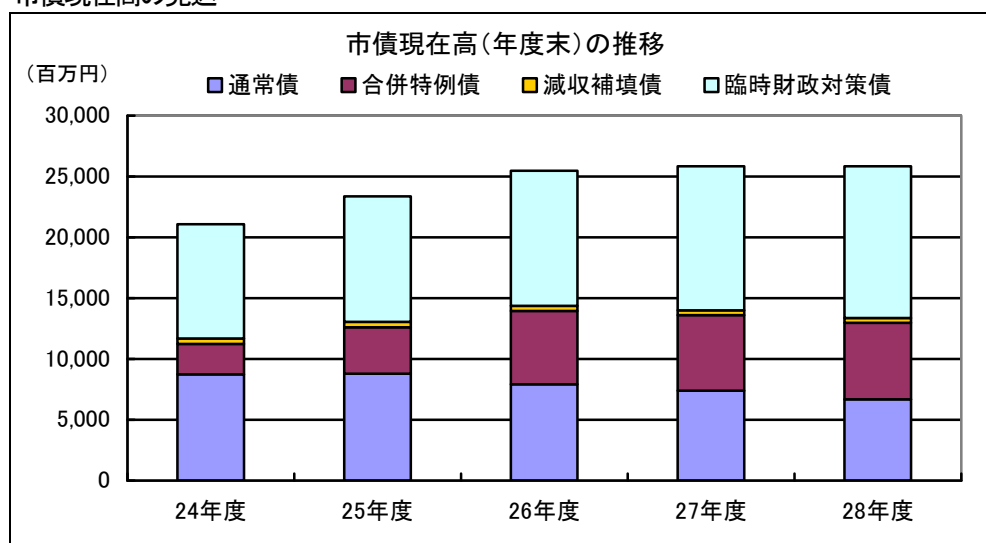
【ポイント】

○経常収支比率は、健全化の効果により0.2から0.6ポイント改善する見込みである。しかしながら依然、高水準で推移し財政の硬直化の改善は厳しい。今後も、更なる歳出の削減と歳入の確保に取り組まなければならない。

○実質公債費比率は、平成27年度以降に0.1ポイント改善見込みである。

○財政力指数は、市税の効果額の影響で0.2ポイント改善見込みである。

(4) 市債現在高の見込



(単位:百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
市債現在高(年度初)	19,682	21,087	23,377	25,474	25,842
広域水道企業団債引継	690				
発行額	2,542	3,975	3,834	2,036	1,627
(うち臨時財政対策債)	1,309	1,250	1,250	1,250	1,250
償還額	1,826	1,685	1,737	1,668	1,632
市債現在高(年度末)	21,087	23,377	25,474	25,842	25,837
(臨時財政対策債除く)	11,680	13,056	14,369	14,013	13,359

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

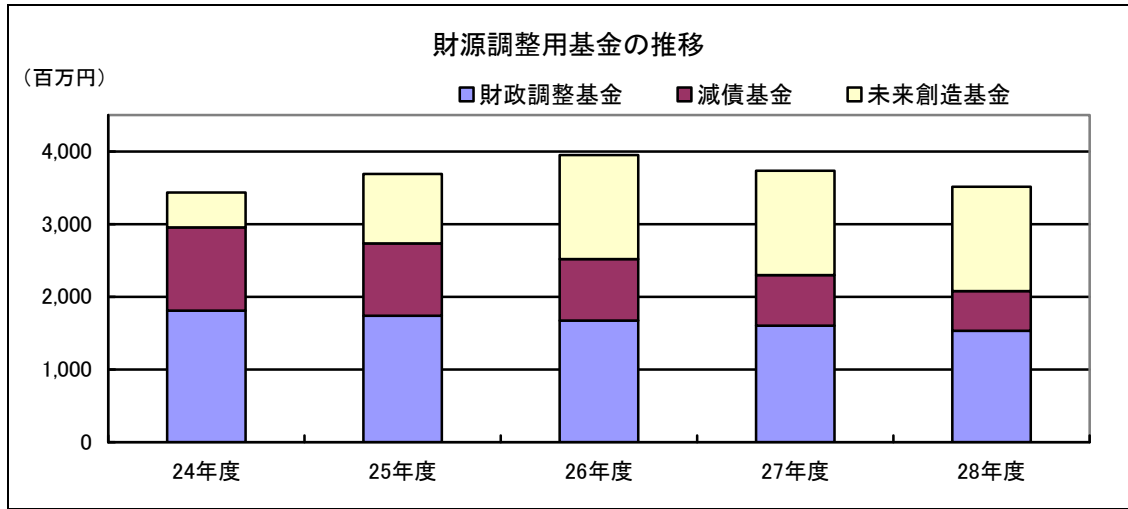
【ポイント】

○実質公債費比率においては、普通交付税算入額を控除するため、臨時財政対策債や合併特例債等、交付税算入率の高い起債を選択し借入をしていることから、急激に数値が上昇することはないが、市債現在高においては実際の借入額を反映するため、学校給食センターの建設や(仮称)室積コミュニティセンターの整備等、新市建設計画における建設事業に着手するため、大量の市債の発行を伴い、さらに、地方交付税の補填財源である臨時財政対策債の発行も影響し、大幅な増加となる見

込みである。

○平成28年度末の市債現在高は258億3,700万円になる見込みであり、標準財政規模（平成23年度127億6,000万円）の概ね2倍（本市では約255億2,000万円）になる見込みである。

(5) 健全化計画実施後の財源調整用基金の見込



財源調整用基金の年度末現在高見込

(単位:百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
財政調整基金					
年度当初現在高	2,231	1,811	1,741	1,671	1,601
取崩額	500	150	150	150	150
積立額	80	80	80	80	80
年度末現在高(A)	1,811	1,741	1,671	1,601	1,531
減債基金					
年度当初現在高	1,293	1,144	995	846	698
取崩額	150	150	150	150	150
積立額	1	1	1	1	1
年度末現在高(B)	1,144	995	846	698	549
未来創造基金					
年度当初現在高	0	478	956	1,434	1,434
取崩額	0	0	0	0	0
積立額	478	478	478	0	0
年度末現在高(C)	478	956	1,434	1,434	1,434
現在高計 (A)+(B)+(C)	3,433	3,692	3,951	3,732	3,513

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

財政調整基金の推移（再掲）

（単位：百万円）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度(見込)
財政調整基金					
年度当初現在高	2,474	2,285	2,137	1,456	2,110
取崩額	1,180	660	905	100	715
積立額	990	513	223	755	835
年度末現在高(A)	2,285	2,137	1,456	2,110	2,231

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

【ポイント】

○財政健全化計画の目標数値である基金残高は、財政調整基金15億円、減債基金5億円、未来創造基金約15億円で、総額は従来の健全化計画と同額の35億円程度を設定している。

○しかしながら、財政調整基金については毎年度当初1億5千万円の取崩しを想定しているため各年度において約8,000万円程度を積み立てて目標額を達成することとなる。

その財源には、各年度の不用額や市税の増加等、用途を特定されない一般財源の充当を想定しているため、歳出の削減と歳入の確保に、より一層取組まなければ目標の達成は困難であると想定される。

○未来創造基金については、特定の目的の基金であり、その運用は基金から生じる利子を活用する果実運用型の基金である。しかしながら、合併特例債の償還額に応じて取崩すことも可能なため、将来的には財源調整機能を有する基金として、本市の将来を担保する財源として活用する。

1 国民健康保険特別会計を取り巻く状況

国民健康保険は、被保険者の高齢化の進行や医療技術の高度化に伴う保険給付費の増大、さらに被保険者の低所得化等制度の構造的な問題を抱えており、厳しい財政運営を余儀なくされている。

本市においても同様に、保険給付費の右肩上がりの増大等を背景に、国民健康保険特別会計は、形式収支で黒字を確保しているものの、単年度実質収支は、平成20年度以降赤字が続いており、平成22年度の単年度実質収支の赤字額は72百万円まで膨らんでいる。

本市の国民健康保険被保険者は、平成22年度末で14,679人、市全人口に占める割合は約27.0%となっている。このうち65歳から74歳の被保険者は、6,659人、全体の45.4%を占めており、平成21年度末から1.1ポイント上昇する等、被保険者数に大きな変動がない中で高齢化が年々進行している。

国民健康保険は、保険税と国、県等の補助金を主な財源として運営されているため、保険給付費等が増加すると保険税で確保すべき財源も必然的に増加することとなる。しかしながら、保険給付費の伸びに見合うだけの保険税の賦課は、被保険者の急激な保険税負担につながることから、平成22年度の税率改定においても引上げ幅は一定程度に抑え、収支の不均衡は国民健康保険基金の取崩し等で補ったところである。

このように、国民健康保険では、被保険者の高齢化の進行等により増大を続ける保険給付費が財政状況を急速に悪化させており、事業の安定的な運営が危惧される状況である。

2 財政収支見通し

(単位:百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳入額(A)	6,396	6,447	6,515	6,696	6,861
(うち一般会計繰入金)	341	339	341	344	345
歳出額(B)	6,376	6,574	6,800	6,952	7,015
収支額(A)-(B)	20	△128	△285	△256	△153
累積収支額	20	△108	△393	△649	△802
年度末基金現在高	21	21	21	21	21

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

<主な推計方法>

1 現行制度で推計。

2 歳入

(1) 国民健康保険税

ア 1人当たり課税対象所得額は、平成23年度当初課税実績における額を用いて算出。

イ 税率は、平成23年度の税率を用いて算出。

ウ 収納率は、平成22年度の実績を基に見込んで推計。

(2) 国・県支出金は、保険給付費の伸びに応じて推計。

(3) 療養給付費等交付金は、退職被保険者の減少等を見込み推計。

(4) 前期高齢者交付金は、過去の実績を基に推計。

(5) 一般会計繰入金は、法定分を見込み推計。

3 歳出

(1) 療養給付費は、平成24年度の1人当たり費用額の伸びを、診療報酬改定分を含め3.0%とし、平成25年度以降については1人当たり費用額の伸びを2.5%とし、それぞれ被保険者見込人数を乗じて算出。

(2) 後期高齢者支援金・介護納付金は、過去の実績を基に推計。

4 被保険者数及び世帯数

被保険者数は、平成22年度末における光市の年齢別人口の前年度末からの変化率を用いて、平成24年度以降の光市の人口を推計し、平成22年度末の国保加入者割合等を基に各年度の被保険者数を見込み推計。

また、世帯数は、平成22年度における1世帯あたりの平均被保険者数を用いて、平成24年度以降の平均被保険者数が変わらないものとして各年度を見込み推計。

3 財政健全化計画

(1) 基本方針

『収納率向上と医療費の適正化を図る』

(2) 計画期間

平成24年度から平成28年度までの5箇年とする。

(3) 具体的な取組方策

ア 国民健康保険税収納率の向上

国民健康保険税の収納率は、平成22年度の実績で現年度分92.38%、過年度分9.59%、全体で73.06%となり、平成20年度からの低下傾向によりやく歯止めがかかった状況にある。なお、平成22年度の現年度分収納率は、県内13市中4位となっている。

国民健康保険税は、国民健康保険制度を支える基幹的な財源であり、事業の安定的な運営のためには、保険税を適正に賦課し、確実に収納していくことが重要である。このため、今後も引き続き収納率向上のための取組みを着実に推進していく。

財政健全化計画における収納率は、これまでの実績及び平成20年8月策定の「光市収納率向上対策緊急プラン」において、国民健康保険税全体の収納率の目標を平成23年度末で73.

0%以上としていることを踏まえ、国民健康保険税全体で73.0%以上を確保し、平成28年度の目標値を74.0%以上とする。

また、山口県が策定した「山口県市町国民健康保険広域化等支援方針」では、保険者の規模別に一般被保険者の現年度分収納率の目標値が設定されていることから、目標値である91.0%を常に確保するものとする。

イ 医療費の適正化

(ア) 被保険者資格管理の適正化

(イ) レセプト点検の充実

(ウ) 重複受診・頻回受診者に対する訪問指導

(エ) ジェネリック医薬品の利用促進

ウ 保健事業の推進

特定健康診査・特定保健指導は、糖尿病等の生活習慣病を未然に防ぐため医療保険者に実施が義務付けられているものであり、将来的な医療費の抑制を図るためにも、受診率の向上に努めながら引き続き実施する。

(4) その他

ア 国民健康保険基金の充実

国民健康保険基金は、保険給付の急激な増加等、不測の事態に備えるためのものであるが、毎年度の収支の不均衡を補うための取崩しが続いていることから、基金現在高は減少を続けている。しかしながら、一般被保険者の保険給付に係る費用は、国や県等の負担分を除き、全体の約5割を国民健康保険が負担することとなっており、事業の安定的な運営のためには、給付の急激な増加に対応できるよう一定額の基金を確保する必要がある。

そこで、基金現在高について、これまでの保険給付の実績から上昇率は高いときでも10%を超えていないことから、これを基準に、一般被保険者の保険給付費が10%程度上昇したときの国民健康保険負担分である5%相当額を目標に積み立てることとする。

ただし、基金に積み立てるための税率改定は困難であるため、前年度の繰越金が生じた場合、できる限り、その繰越金を基金に積み立て、基金現在高の増額を図ることとする。

イ 光市一般会計との連携

国民健康保険特別会計は、国が示す基準に基づき、一般会計から一定の支援が受けられることとなっているが、これには、一般会計において繰出財源の確保が必要であり、一般会計の財政が健全であることが重要となる。

このことから、国民健康保険特別会計への適切な繰入を確保するため、一般会計と連携を緊密に図っていくこととする。

(5) 財政健全化計画所要額（効果額）

(歳入) (単位:百万円)

区 分	効果額	具体的な取組方策
国民健康保険税	73	○口座振替の推進 ○早期滞納者に対する電話催告の実施 ○滞納者に対する財産調査や滞納処分 ○休日・夜間収納窓口の開設・臨戸徴収の実施 ○滞納管理システム活用による滞納整理事務の迅速化
歳入効果額(合計)	73	

※歳入効果額は、国民健康保険税収納額の増加に伴う国庫補助金等の増減分を相殺している。
※歳出については、効果額を推計することが困難なことから計上していない。

(6) 財政健全化計画実施後の財政収支見込

(単位:百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳入額 (A)	6,401	6,459	6,528	6,714	6,885
(うち一般会計繰入金)	341	340	341	344	346
歳出額 (B)	6,376	6,574	6,800	6,952	7,015
収支額 (A)-(B)	25	△115	△272	△238	△130
累積収支額	25	△90	△362	△600	△730
年度末基金現在高	21	21	21	21	21

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(7) 今後の課題と対策

国民健康保険は、高齢化の進行等から、今後も保険給付費の増大が避けられず、財政状況は年々深刻化することが予想され、財政健全化計画期間中においても赤字が続くことが見込まれる。

また、平成20年度に創設された後期高齢者医療制度は、今後、国による制度の見直しが予定されているが、これにより国民健康保険は、制度や財政の仕組みが大幅に変わる見込みである。さらに、市町村単位の国民健康保険は、財政運営の安定化や保険料の平準化等を図る観点から、都道府県単位への広域化が検討されており、山口県においても平成23年1月に「山口

「縣市町国民健康保険広域化等支援方針」が策定され、広域化へ向けた環境整備が進められているところである。

このように、国民健康保険は、今後の医療保険制度改正の影響を大きく受けることになるため、これらの動向に注視し、適切な対応を図りながら、収支両面にわたる財政健全化へ向けた対策を進めていくことが必要である。また、単年度実質収支の赤字が続いている現状を踏まえると、毎年度、保険給付費等の見込みに基づく保険税率の改定を検討・実施していくことが必要である。

1 簡易水道特別会計を取り巻く状況

簡易水道特別会計は、簡易水道の上水道への統合により牛島簡易水道事業のみを運営している。歳入のうち約95%が一般会計からの繰入金である。使用料については、平成24年度に算出基準を上水道料金に統一し、約75万円の使用料収入となっている。

2 財政収支見通し

(単位:百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳入額(A)	17	17	17	17	17
歳出額(B)	17	17	17	17	17
収支額(A)-(B)	0	0	0	0	0
累積収支額	0	0	0	0	0

3 財政健全化計画

(1) 基本方針

『維持管理費の削減』

(2) 計画期間

平成24年度から平成28年度までの5箇年とする。

(3) 基本目標

簡易水道事業は、牛島簡易水道事業のみの運営となっている。

牛島地域においては、高齢化が進み使用戸数も平成22年度末現在で63戸となっている。

歳出の削減は、維持補修費が大部分で一般的には削減は困難であり、財政健全化計画としての目標金額等は設けず、維持管理費の削減に努めることで対応する。

1 墓園特別会計を取り巻く状況

墓園特別会計においては、平成23年3月31日現在、西部墓園で2,944区画、大和あじさい苑で363区画を整備し、合わせて3,299区画の貸出しを行っている。累積赤字については年々減少し、平成22年度末現在において1,600万円の累積赤字となっている。

また、平成23年度に西部墓園第7ブロックの拡張工事に伴い造成した86区画については、当該年度にすべての区画の貸出しを終え、平成24年度には、返還墓地を中心に貸出しを行うものの、貸出し区画の不足から、平成24年度末における累積赤字については、約800万円と推計される。平成25年度以降も貸出し区画の不足が予測され、平成28年度の収支見込では、約1,600万円の累積赤字が見込まれることから、今後も更なる累積赤字解消に向け、墓園整備計画も含めた経営の見直しが求められている。

2 財政収支見通し

(単位:百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳入額(A)	6	4	4	4	4
歳出額(B)	7	6	6	6	6
収支額(A)-(B)	△1	△2	△2	△2	△2
累積収支額	△8	△10	△12	△14	△16

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

3 財政健全化計画

(1) 基本方針

『使用料・管理料の統一による経営健全化』

墓園特別会計における累積赤字の解消に向け、長期的には2本立ての料金体系の統一を図るとともに、西部墓園及び大和あじさい苑における整備計画等も含めた経営計画の見直しに取組み、更なる財政の健全化を推進する。

(2) 計画期間

平成24年度から平成28年度までの5箇年とする。

(3) 基本目標

西部墓園と大和あじさい苑の使用料、管理料の統一を図るため、平成28年度を目途に西部墓園の料金を段階的に引き上げる。

(4) 財政健全化計画所要額 1,600万円

(うち平成28年度末累積赤字解消目標額約200万円)

(5) 具体的な取組方策

(歳入)

(単位:千円)

区 分	効果額	具体的な取組方策	
		西部墓園	大和あじさい苑
使 用 料	1,625	現行 230,000 円 平成 25 年度以降 248,000 円 平成 28 年度以降 266,000 円 に改定予定	266,000 円 (据え置き)
管 理 料		現行 28,000 円 平成 25 年度以降 35,000 円 平成 28 年度以降 42,000 円 に改定予定	42,000 円 (据え置き)
歳入効果額 (合 計)	1,625	※西部墓園の使用料、管理料を改定	

(歳出)

(単位:千円)

区 分	効果額	具体的な取組方策
物 件 費	500	維持管理費(委託料・需用費・原材料費等)の可能な限り 歳出削減を図る。
歳出効果額 (合 計)	500	

※歳入・歳出における効果額は、以下 (6) 「財政健全化計画実施後の財政収支見込」及び2「財政収支見通し」における平成 24 年度から平成 28 年度の合計額の差額による。

歳入・歳出合わせた効果額**約 2 0 0 万円**

(6) 財政健全化計画実施後の財政収支見込

(単位:百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳 入 額 (A)	6	5	5	4	4
歳 出 額 (B)	7	6	6	6	6
収支額 (A)-(B)	△1	△1	△1	△2	△2
累 積 収 支 額	△8	△9	△10	△12	△14

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(7) 今後の課題と対策

本計画の終了年次の平成 28 年度においても、約 1, 4 0 0 万円の累積赤字が見込まれることから、更なる経費削減を図るとともに、西部墓園及び大和あじさい苑における整備計画等の見直しも含め、収支改善に努めることとする。

そのためには、新たな貸出しによる歳入増加を図ることが重要であることから、今後も墓碑の未設置区画の返還促進に向けた啓発や、計画区域内の造成工事により、貸出し区画を更に確保する必要がある。

1 下水道事業特別会計を取り巻く状況

下水道事業においては、現在の認可区域1,308haの工事完了と供用区域内の全世帯、全事業所の水洗化を目指し事業を展開しており、平成22年度末現在で、処理区域（整備区域）896haで普及率は74.3%、水洗化率は93.8%となっている。

経営面においては、財政健全化計画に基づき平成21年度に使用料の改定や下水道使用料の水道料金との賦課収納業務の一元化を行い、計画的に事業を推進するとともに、早期健全化を目指してきた。

また、累積赤字は平成22年度末現在で約25億1,800万円であり、公債費は平成24年度から平成28年度までは、11億7,000万円から9億7,000万円台と減少傾向で推移する見込みである。

今後においても早期な財政の再建に向けて、計画的な事業推進と適正な使用料改定を実施していく必要がある。

2 財政収支見通し

(単位:百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳入額(A)	2,222	2,201	2,200	2,200	2,235
歳出額(B)	2,118	2,036	1,991	1,958	1,860
収支額(A)-B)	104	165	208	242	375
累積収支額	△2,322	△2,157	△1,950	△1,709	△1,334

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

28年度末における収支額	△1,334
--------------	--------

3 財政健全化計画

(1) 基本方針

『入りの確保と出の削減』

使用料等の自主財源の安定確保のために収納率の向上を目指すことはもちろんのこと、長期の経営見通しの中で、下水道事業運営に係る費用の公費と私費の負担区分を明確にしたうえで、私費で負担すべき経費の回収を目標とした使用料の改定を行うとともに、徹底した経費の節減を行う。

(2) 計画期間

平成24年度から平成28年度までの5箇年とする。

(3) 基本目標または健全化の目安

ア 収納率関係

下水道使用料賦課収納業務を引き続き水道局に委託することにより、現年度分使用料の収納率を平成24年度から平成28年度までの5年間、99%以上継続することを目標とする。

イ 水洗化の促進

現在の未水洗化世帯約1,000戸のうち、毎年100戸以上の臨戸訪問を行い、そのうち10戸以上の水洗化を目指す。

また、下水道事業認可区域に近接する認可区域外居住者からの汚水の流入を認めることでさらなる促進を図るものとする。

ウ 使用料改定

私費負担とすべき経費並びに当該経費を回収するための使用料単価の見直しについて検討を行い、適正単価の設定に努める。

エ 繰入金確保

一般会計からの公費で負担すべき繰入金（基準内繰入）とあわせ、累積赤字の早期解消のため、一般会計からの経営支援分（基準外繰入）として、本計画期間中は総額12億円を最低限とし、早期に累積赤字解消を図るため一般会計の状況に応じ、繰入金を増額するものとする。（経営支援分は後年において一般会計に償還し、経費負担の公平性を保つものとする。）

(4) 財政健全化所要額 13億3,400万円

（うち平成28年度末累積赤字解消目標額1億2,700万円）

(5) 具体的な取組方策

(歳入)

(単位：百万円)

区分	効果額	具体的な取組方策
下水道 使用料	63	○収納率99%の継続維持 ○下水道使用料の見直しの検討 ○水洗化の促進等
受益者 分担金	4	○区域外流入の許可 平成24年度から下水道事業認可区域外からの汚水の流入を認め、受益者から分担金を徴収
一般会計 繰入金	-	○総額12億円を最低限確保し、さらなる支援を要請
歳入効果額 (合計)	67	

(歳出)

区分	効果額	具体的な取組方策
人件費	-	○給与の削減
物件費	-	○消耗品費の削減
建設改良費	60	○管渠整備に要する費用を抑制(2億4,500万円以内)したうえで、計画的な事業進捗(未普及地域の解消)を図る。 ○流域下水道建設費負担金の縮減
歳出効果額 (合計)	60	

※効果額は、具体的な取組方策の実施により創出される一般財源の平成24年度から28年度の合計である。

歳入・歳出合わせた効果額 1億2,700万円

(6) 財政健全化計画実施後の財政収支見込

(単位：百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳入額(A)	2,228	2,211	2,213	2,217	2,256
歳出額(B)	2,103	2,022	1,977	1,944	1,861
収支額(A)-(B)	125	189	236	273	395
累積収支額	△2,300	△2,111	△1,875	△1,602	△1,207

※百万円未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

28年度末における収支額	△1,207
--------------	--------

(7) 今後の課題と対策

使用料及び財政健全化計画の見直しに際しては、適宜、下記の要素を考慮しつつ、歳出面においても健全経営に寄与するよう努める必要がある。

ア 累積赤字の早期解消

下水道事業の早期経営健全化を図るため、累積赤字の縮減・収支改善に向けた施策の検討等、引き続き取り組むものとする。

イ 今後さらに予想される経営圧迫要因

(ア) 光市内の人口減少

光市の人口は、平成22年国勢調査による人口は53,004人であり、平成17年調査時より967人減少しており、今後も減少傾向で推移すると見込まれる。このことは、将来の下水道使用料収入にも大きく影響を及ぼすものであり、さらなる使用料の見直しを含めた財源確保対策の必要性を示唆しているものである。

(イ) 国の交付金等の削減

国の財政状況も厳しい折、建設改良事業における貴重な財源である国の交付金の減額、景気の低迷等による歳入の減少等により、一般会計から下水道事業特別会計への繰出財源が圧縮され、下水道事業が見込む繰入額の変更も想定される。

(ウ) 下水道施設の老朽化・更新

本市の下水道事業は昭和53年に特別会計を設置し、昭和61年の供用開始から既に25年を経過しており、施設の老朽化等も想定されることから、計画的に管渠の点検を行い、必要が認められる場合には施設の長寿命化の計画について検討する。

ウ 今後のさらなる努力目標

(ア) 水道局との料金賦課収納業務の連携・継続

下水道使用料と水道料金との賦課収納業務の一元化を継続的に行うことで、下水道使用者の利便性の向上及び使用料の収納率を向上させる。

(イ) 過年度賦課分の滞納整理に係るさらなる努力

現在、現年度賦課分を中心に徹底した計画的臨戸訪問により、滞納徴収事務を展開しているが、さらなる努力として、差し押さえ等の法的措置の可能性について検討を行う。

(ウ) 流域下水道事業の負担金の縮減

下水道使用料にも影響を及ぼすものであり、新たな資本費負担金及び維持管理経費の縮減を県に対し要請する。

1 介護保険特別会計を取巻く状況

我が国における高齢化率は22.8%(平成22年国勢調査)となり、既に超高齢社会を迎えつつあるが、国立社会保障・人口問題研究所の推計(死亡・出生中位)では、平成37年には30%を超えるとともに、医療や介護のニーズが急激に高まる75歳以上の高齢者も18%を超え、こうした高齢化の進行に伴い、要介護(支援)認定者も平成21年の469万人から61%増の755万人となることが推計されており、介護保険制度の維持が困難となりつつある。

本市における介護保険の状況は、平成12年度の制度創設、介護保険制度の周知やサービス基盤の充実により、円滑に事業展開してきたが、サービス利用傾向の高まりや施設入所者の増加、要介護認定者の増加により、給付費は予想以上に増加している。

今後の運営に向けても、本市における高齢化率が平成27年度には33.1%、75歳以上の高齢者の割合も18%と予測されており、全国推計よりも早いペースで本格的な超高齢社会が到来することが予想され、高齢化率の上昇に伴い要介護(要支援)認定者も増加が見込まれることから、今後も介護保険ニーズは益々高まり、今後の財政規模は現在を確実に上回るものと予測される。

2 財政収支見通し

(単位:百万円)

	第5期事業運営期間			第6期事業運営期間	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳入額(A)	4,156	4,451	4,554	4,666	4,778
歳出額(B)	4,156	4,451	4,554	4,666	4,778
収支額(A)-(B)	0	0	0	0	0
累積収支額	0	0	0	0	0

※第6期事業運営期間については、高齢者の増加予測に基づくものであり施設整備等は見込んでいない。

介護保険特別会計のしくみは、①総務費(人件費や事務費)、②保険給付費等の2つの費目に大別することができる。

①の人件費や事務費から構成される総務費については、保険料を歳入財源とせず一般会計において支出すべきという観点から、総務費の支出に応じた歳入として、補助金や督促手数料等を控除して一般会計繰出金が充てられている。

一方で、②保険給付費等については財源構成のルールがあり、第5期(H24~H26)計画で

は、保険給付費については保険料50%、公費50%が充てられている。そのうち、第1号被保険者の保険料は21%、第2号被保険者保険料として社会保険診療報酬支払基金からの交付金は29%となる。また、地域支援事業費については事業内容によって財源構成が異なり、保険料21%～50%、公費50%～79%が充てられている。そのうち、第1号被保険者の保険料は21%、社会保険診療報酬支払基金からの交付金は、0%～29%となる。

また、公費負担の割合についても保険給付の種類ごとに異なり、国が15%～39.5%、県・市が12.5%～19.75%となっており、市からは給付費繰出金等として一般会計から支出している。

第1号被保険者保険料については、3年間を通じて財政の均衡を保つこととされており、3年間で1期とした財政計画が設けられている。したがって、初年度には余剰金が発生するが、それを介護給付費準備基金に積立て、次年度以降の保険料不足に備えることになる。また、3年間を通じて保険料が不足した場合は、山口県介護保険財政安定化基金から無利子で借入し、次期計画の保険料で財政安定化基金への償還財源を確保することとなる。

したがって、介護保険特別会計の単年度の収支は、基本的には不足がなく、最小限の繰越で推移することになる。

3 財政健全化計画

(1) 基本方針

『給付費の適正化と収納率向上を図る』

(2) 計画期間

平成24年度から平成28年度の5箇年とする。

(3) 基本目標または健全化の目安

給付費の適正化については、介護保険制度上で行われ、重要な位置付けとして施策の展開が行われる。

効果の金額的な見込については、制度改正に伴う介護報酬やサービス体系の見直し等により、現時点での算出は困難であるが、現在策定中の第5期介護保険事業計画における給付見込により、介護保険料や公費負担等の収入が決まることから、余剰金等の目に見える形での効果は発生しない。

また、介護保険料は介護保険財政を基幹的に支える財源であり、事業の安定的な運営のためには、適正な賦課、確実な収納が重要である。このため、今後も引き続き収納率向上のための

取組みを着実に推進していく。

(4) 具体的な取組方策

ア 給付費の適正化

ケアプランチェックの継続的な実施を行うとともに、地域ケア会議や介護支援専門員研修会等によるケアマネジャーの資質の向上等の包括支援業務の実施、各種施設への実地指導や介護相談員の施設への派遣等による質の高いサービス体制の構築、また、介護予防事業や介護予防ケアマネジメント業務の実施により高齢者が要介護となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、引き続き支援し、介護サービスの向上と給付の適正化を図る。

イ 介護保険料収納率の向上

介護保険料の収納率は、平成22年度の実績で現年度分98.99%、過年度分13.42%、全体で97.19%となっている。

財政健全化計画における収納率は、これまでの実績及び平成20年8月策定の「光市収納向上対策緊急プラン」において、介護保険料全体の収納率の目標を平成23年度末で97.20%としていることを踏まえ、介護保険料全体の収納率について、平成28年度の目標値を97.30%とする。

(5) 財政健全化計画所要額（効果額）

(歳入)		(単位:百万円)
区 分	効果額	具体的な取組方策
介護保険料	6	<ul style="list-style-type: none"> ○口座振替の推進 ○休日臨戸訪問徴収の実施 ○滞納者に対する電話催告の実施 ○介護認定時における催告
歳入効果額 (合 計)	6	

(6) 財政健全化計画実施後の財政収支見込

(単位:百万円)

	第5期事業運営期間			第6期事業運営期間	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳入額(A)	4,157	4,452	4,555	4,667	4,779
歳出額(B)	4,157	4,452	4,555	4,667	4,779
収支額(A)-(B)	0	0	0	0	0
累積収支額	0	0	0	0	0

※第6期事業運営期間については、高齢者の増加予測に基づくものであり施設整備等は見込んでいない。

(7) 今後の課題と対策

高齢化の進行に伴い、要介護（支援）認定者も今後増加が見込まれることから、介護給付費等の増加は避けて通れない状況にある。引き続き要介護認定の適正化やケアマネジメント等の適正化に取り組むとともに、事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化に努める。

また、地域支援事業を充実させることによる要介護認定者の増加の抑止は、要支援者や虚弱高齢者の身体機能の悪化防止を行うものであるがケアマネジメント体制や展開していく事業内容、取り入れるサービスの内容や質によってその効果は変わり、保険給付費に大きく影響することになる。

今後、市財政の負担も増加する見込であることから、本市の状況に応じた施策体系を慎重に再検討し、積極的かつ効果的な介護予防の取り組みを行うことで、保険給付費の適正化を図る必要がある。

1 後期高齢者医療特別会計を取り巻く状況

後期高齢者医療制度は、国による平成18年6月の医療保険制度改革により、従来の「老人保健制度」に代わって、高齢者の医療費について高齢者世代と若年者世代の負担を明確化し、医療制度の安定的な財政運営を維持していくため、独立した医療保険制度として平成20年4月に創設された。広域的に事務処理を行う方がより効率的であることから、山口県内すべての市町が加入する山口県後期高齢者医療広域連合が運営主体（保険者）となり、財政運営や資格の認定、保険料の決定、医療の給付等を行っている。

市町では、広域連合が賦課した保険料の徴収や各種申請・届出の受付、保険証の交付等の窓口業務を行っており、この会計は、高齢者医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療に関する収入及び支出を経理する特別会計として設置されたものである。

主な歳入は、保険料及び一般会計から、広域連合と市で対応する事務費、低所得者に対する保険料軽減分を補填する保険基盤安定化繰入金で、主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金（保険料、広域連合事務費負担金、基盤安定化負担金）となっており、通過的な仕組みであり、収支は、原則として歳入歳出が同額（収支差引額が0円）となる。

また、一般会計から、広域連合が行っている医療給付に係る市の医療費負担金（医療給付費の1/12相当額）を直接広域連合に支出している。

後期高齢者医療制度加入対象者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の一定の障害があり広域連合による認定を受けた者となっており、光市の平成22年度末の被保険者数は、6,978人で、広域連合全体の被保険者数に占める割合は、3.21%、光市の人口に占める割合は、12.85%となっている。

保険料の収納率については、平成22年度現年度分が広域連合全体で99.48%となっており、光市は99.66%で、県内13市で2位となっている。

今後も高齢者の増加とともに、医療費も同様に増加していくものとして見込まれ、連動して保険料も高くなることが予測される。

2 財政収支見通し

(単位:百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳入額 (A)	660	669	677	698	723
(うち一般会計繰入金)	154	152	158	164	170
歳出額 (B)	660	669	677	698	723
収支額 (A)-(B)	0	0	0	0	0

<主な推計方法>

- 1 現行制度で推計。
- 2 保険料
 - ア 保険料率は、平成24年度の保険料率を用いて推計。
 - イ 保険料収納率は、平成22年度実績を用いて算出。
 - ウ 特別徴収と普通徴収の割合は、平成23年度調定割合見込みにより算出。
- 3 被保険者数

被保険者見込人数は、平成22年度末における光市の年齢別人口の前年度末からの変化率を用いて、平成24年度以降の被保険者数を推計。

3 財政健全化計画

(1) 基本方針

『収納率の向上』

(2) 計画期間

平成24年度から平成28年度までの5箇年とする。

(3) 具体的な取組方策

ア 保険料収納率の向上

後期高齢者医療保険事業運営の基盤をなす、保険料の収納率の向上を図る。

区分		目標数値
現年度分	特別徴収分	年金天引きによる徴収 100%→100%
	普通徴収分	平成22年度収納率以上の収納率を目指す。 98.88%→99.88%
現年度全体分		平成22年度収納率以上の収納率を目指す。 99.66%→99.96%
過年度分		平成22年度収納率以上の収納率を目指す。 56.43%→57.43%

市が徴収した保険料は、広域連合に納付し、広域連合で医療費等に充てるため重要な財源となる。したがって、収納率が低下すれば保険料の引き上げ等を招くことから、高い収納率が制度の安定運営に繋がる。

光市は、平成22年度現年度分（特別徴収・普通徴収）収納率が99.66%で、県内13市の中で2位と既に高水準にあるが、より一層の収納率向上を目指す。

なお、光市の22年度現年度分普通徴収分収納率は、98.88%で、県内13市中2位となっている。

イ 具体的な取組み方策

- (ア) 早期滞納者に対する電話催告の実施
- (イ) 臨戸訪問の実施
- (ウ) 滞納者に対する滞納処分（年金、預金等の財産差し押さえ）の的確な実施
- (エ) 普通徴収者への口座振替による納付の推進

(4) 光市一般会計との連携

後期高齢者医療特別会計は、ルールに基づき、一般会計から繰入金として一定の支援が受けられることとなっているため、一般会計における財政が健全であり、繰出財源の確保が必要である。

このことから、後期高齢者医療特別会計への適切な繰入を確保するため、一般会計と連携を緊密に図っていくこととする。

(5) 財政健全化計画実施後の財政収支見込

(単位:百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳入額 (A)	660	670	678	699	725
(うち一般会計繰入金)	154	152	158	164	170
歳出額 (B)	660	670	678	699	725
収支額 (A)-(B)	0	0	0	0	0
*参考 計画実施による保険料増収額	28万円	57万円	86万円	117万円	152万円

(6) 今後の課題と対策

高齢者の増加とともに、医療費も増加することが見込まれ、このことは保険料の上昇要因となることから、広域連合では、医療費の縮減等を図るため、ジェネリック医薬品希望カードの配布、医療費通知や健康診査事業を実施しており、市においても、広域連合と連携し、被保険者からの相談対応、きめ細かい周知活動を行い、医療費の縮減等を図るものとする。

なお、後期高齢者医療制度は、国による制度の見直しが予定されており、見直し内容等、国の方針や動向に注視し、適切に対応することとする。

IV 計画の推進にあたって

本計画を推進していくためには、総合計画「後期基本計画」や「行政改革大綱」の趣旨を踏まえ、一般会計と他会計等の各種計画との整合性を図りながら、各施策に積極的に取り組むこととする。

また、具体的な施策の実施にあたっては、予算編成を通じて市民への説明責任(アカウントビリティ)を果たすとともに、中期財政収支の見通しについては、毎年度の決算を踏まえ見直しを行う。

現在我が国は、未曾有の大災害となった東日本大震災や円高、海外景気の不安定等、予測不能な事態の発生により、先の見通せない状況が続いている。このような状況下にあっても、安定した市民生活を維持することが地方自治体としての使命であることから、常に今を見極めながら、『改革せよ、改革を迫られる前に』という視点に立って、全庁をあげて将来の財政の安定化に向けた改革に努めていく。

1 計画の実施推進及び進行管理

財政健全化のための具体的施策については、実施項目の担当課において、計画的な推進に努めるものとする。

また、各実施項目の進行管理の担当課は、次のとおりとし、積極的に財政の健全化の推進を図るものとする。

具体的施策の実施項目	進行管理の担当課
税収確保推進	税務課
公有財産処分	財政課
人件費対策	総務課
補助金・個人給付等見直し	行政改革推進室・財政課
外郭団体見直し	行政改革推進室

※財政課は、実施項目全体の進行管理に努め、着実な取組みを推進するものとする。

2 実施結果の報告

各実施項目の進行管理を行う課は、年度終了後、実施結果、成果の検証等を行い、財政課にその結果を報告し、承認を得るものとする。

3 実施結果の公表

各実施項目の実施結果等は、毎年度1回、財政課が取りまとめ主要施策の成果等により、市民等に公表をしていくものとする。